

新上五島町障がい者(児)福祉計画

第3期新上五島町障がい者計画（平成30年度－平成35年度）
第5期新上五島町障がい福祉計画（平成30年度－平成32年度）
第1期新上五島町障がい児福祉計画（平成30年度－平成32年度）

平成30年3月

長崎県 新上五島町

「障がい」の表記について

本計画では、人に対して「害」の字が使われることに不快感を持つ人の思いに配慮するとともに、障がいのある人もない人も共に生きる社会の実現を推進するという観点から、計画書内における「障害」の表記を、一部の例外を除き、「障がい」と表記します。

「障害」という用語が人の状態を表す場合は、原則として「障がい」と表記、又は他の用語に言い換えます。ただし、例外として、次の場合は、「障害」の表記を用います。

◆法令等の名称や用語を用いる場合

(例) 障害者基本法^{*}、身体障害者手帳、障害福祉サービス、障害児福祉サービス

◆医学用語、学術用語等の専門用語として用いる場合

(例) 発達障害^{*}、高次脳機能障害^{*}、機能障害

はじめに

本町は、平成 23 年 3 月に「第 2 期新上五島町障害者計画（平成 24 年度～平成 29 年度）」を策定し、障がいのある人もない人も、誰もが安心して地域で生活を送れる社会の実現を目指し、各種障がい者施策に取り組んでまいりました。

一方、近年、「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」への改正をはじめ、「障害者虐待防止法」、「障害者雇用促進法」、「障害者優先調達推進法」、「障害者差別解消法」といった障がい者福祉に関する法制度の改革が相次いで行われており、また、障がいのある人の権利や尊厳を保護し、促進するための国際条約である「障害者権利条約」を批准するなど、障がい者を取り巻く環境は大きく変化してきております。

このような環境の変化に対応し、町の障がい者施策の着実な推進を図るため、このたび「第 3 期新上五島町障がい者（児）福祉計画（平成 30 年度～平成 35 年度）」を策定いたしました。

本計画では、前計画で掲げました基本理念である「**協力し支え合い、ともに歩む福祉のまちづくり**」を踏襲し、バリアフリー社会及び総合的な支援が受けられる地域社会の実現、障がい者を地域全体で支える体制づくりのための取り組みを進めてまいります。

本計画の推進にあたっては、町民の皆様をはじめ、事業者、関係機関、行政等が一体となり取り組んでいくことが必要です。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました「新上五島町障がい者総合支援協議会（計画策定委員会）」委員の皆様をはじめ、アンケート調査、パブリックコメント（意見募集）にご協力いただきました町民の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成30年3月

新上五島町長 江上 悦生

新上五島町は、九州の西端、五島列島の北部に位置し、中通島と若松島を中心とする7つの有人島と60の無人島から構成されています。

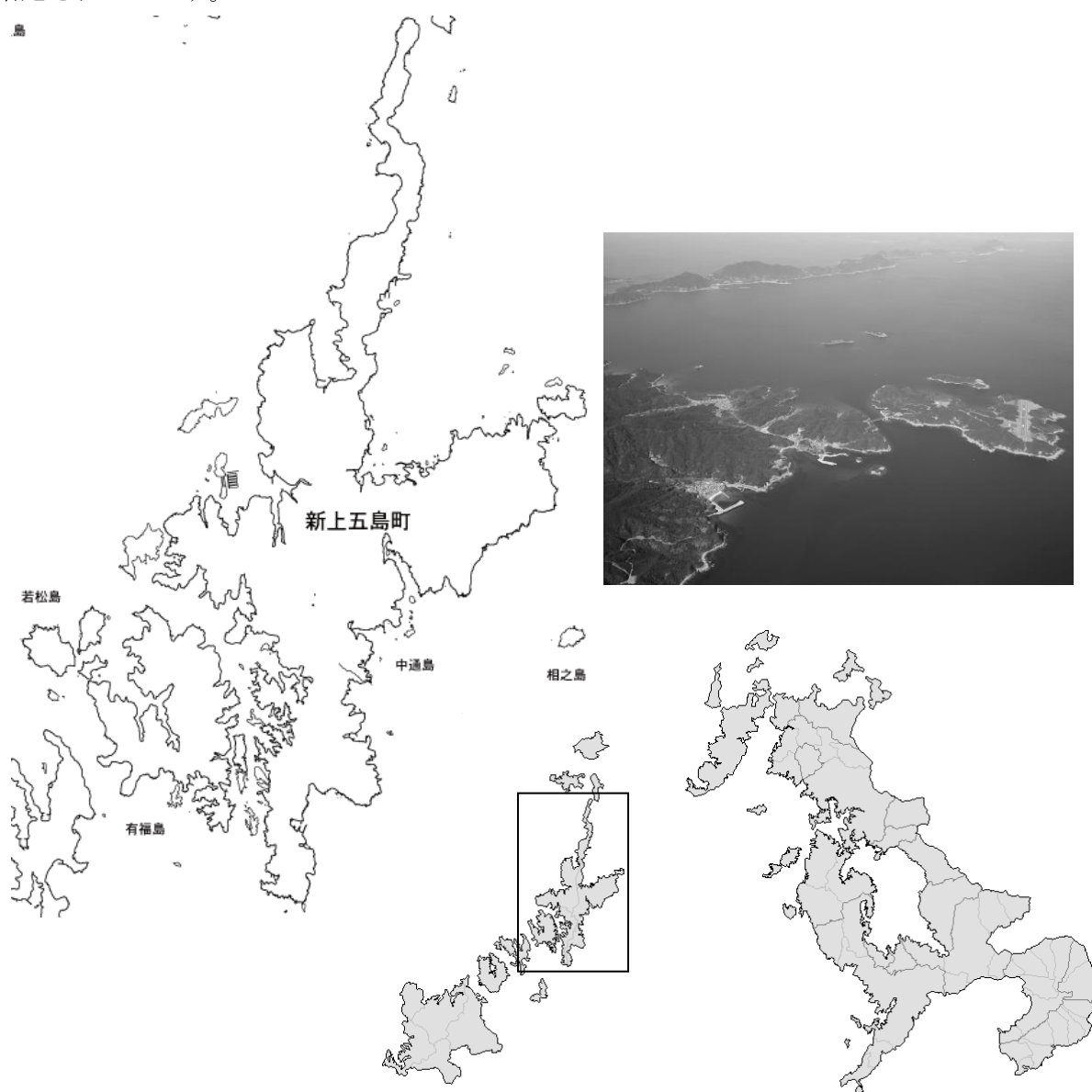
北は海上0.6kmを隔てて北松浦郡小値賀町に、南は海上1kmを隔てて五島市奈留地区に面しています。

本土には、奈良尾港から長崎港まで77km、有川港から佐世保港まで60kmの距離(いずれも直線)にあります。

総面積は213.99平方キロメートルで、地形は全般に細長く、急峻な山々が連なり、平地は海岸沿いにわずかに広がっている程度にとどまり、大きな河川はありません。

海岸線延長は約429kmに及び、南北に細長い中通島には白砂をたたえた多くの自然海浜が存在し、海蝕崖など複雑で変化に富んだ地形が特色となっています。

また、東海岸の断崖の眺望と西海岸に広がる若松瀬戸の景観は非常に美しく、観光客にも人気があります。海と山の豊かな自然を擁する本町は、その大部分が西海国立公園に指定されています。



目次

第1章 計画の策定にあたり

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の対象	3
5. 計画策定の背景	3
6. 計画の策定体制	6

第2章 障がい者を取り巻く現状

1. 人口と世帯数の推移	7
(1) 新上五島町の人口と世帯数の推移	7
(2) 5歳区分別・男女別人口（人口ピラミッド）	8
(3) 年齢3区分別人口	9
2. 障がい児・者の推移	10
(1) 身体障がい者の推移	11
(2) 知的障がい者の推移	12
(3) 精神障がい者の推移	13
(4) 難病*患者数（特定疾患医療給付受給者）の状況	15
(5) 障がいのある児童・生徒の状況	16
3. 障害福祉施設等の状況	17
4. 障がい者団体等の状況	18

第3章 計画の理念・視点・体系

1. 計画の理念	19
2. 計画の視点	20
(1) バリアフリー*社会の実現	20
(2) 総合的な支援が受けられる地域社会の実現	20
(3) 障がい者を地域全体で支える体制づくり	20
3. 計画の体系	21
4. 計画の推進体制等	22

第4章 障がい者施策の展開（障がい者計画）

1. バリアフリー*社会の実現	23
(1) 安心できる地域福祉の環境づくり	23
I. 相談支援体制・情報提供の充実	23
II. 福祉のまちづくりの推進	26
(2) 在宅・施設サービスの充実	28
III. 障害福祉サービスの充実	28
IV. 権利擁護体制の確立	30
V. 意思疎通支援の充実	32
2. 総合的な支援が受けられる地域社会の実現	33
(3) 総合的な支援体制の整備	33

I. 障がいの早期発見と障がい児の療育支援	33
II. 切れ目のない障がい児サービスの充実	35
III. 特別支援教育※・インクルーシブ教育※の推進	35
IV. 保健・医療サービスの充実	37
V. 経済的支援の実施	38
VI. 外出支援施策の推進	40
(4) 自立と社会参加の促進	42
VII. 就労の支援・促進	42
VIII. 日中活動の場の確保	44
IX. 居住の場の確保	45
3. 障がい者を地域全体で支える体制づくり	46
I. 障がいの理解と合理的配慮※の推進	46
II. 社会参加の促進	47
III. 地域移行・地域定着の支援と促進	48
IV. 地域の安全と災害時を想定した対応	50

第5章 障害福祉サービス等の数値目標及び見込量

(障がい福祉計画・障がい児福祉計画)

1. 策定の趣旨及び位置付け	53
2. 障害福祉サービスに関する数値目標	53
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	53
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	54
(3) 地域生活支援拠点等の整備	54
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	55
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	56
3. 障害福祉サービスに関する各サービスの見込量	57
(1) 見込量算定の考え方	57
(2) 訪問系サービスの見込量と確保の方策	57
(3) 日中活動系のサービスの見込量と確保の方策	58
(4) 居住系サービスの見込量と確保の方策	60
(5) 相談支援の見込量と確保の方策	61
(6) 障がい児通所支援及び障がい児相談支援の見込量と確保の方策	62
4. 地域生活支援事業※に関する各事業の見込量	64
(1) 実施する事業	64
(2) 必須事業の実施に関する考え方及び量の見込等	65
(3) 任意事業の実施に関する考え方及び料の見込等	68
5. 事業所整備計画	70

第6章 計画の推進体制

1. 計画の推進管理	71
2. 障がい者総合支援協議会※との連携	72

第7章 資料編

1. 新上五島町障がい者総合支援協議会※設置要綱	73
2. アンケート調査の概要	74
3. 用語解説	75

第 1 章

計画の策定にあたり

空白

1. 計画策定の趣旨

本町は、障害者基本法^{*}に基づき、障がいのある人もない人も分けへだてられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すため、中・長期的計画である「第 2 期新上五島町障がい者福祉計画（平成 24 年度～29 年度）」を、障害福祉サービス等の提供体制の確保やサービスごとに必要な見込量などを定めた「第 4 期新上五島町障がい福祉計画（平成 27 年度～29 年度）」を包括した形で策定し、これまで各種の施策を推進してきましたが、今年度で計画期間が満了となることから新たに「第 3 期新上五島町障がい者福祉計画（平成 30 年～35 年）」を策定します。

第 3 期新上五島町障がい者福祉計画においては、これまでの実績を踏まえ、実態に即した見直しを図るとともに、すべての障がいのある人や家族が、地域で暮らしていくために必要な様々な支援を切れ目なく継続的に提供するため、「地域包括ケア」の考え方を地域住民とともに推進していくことを念頭に策定することとします。

また、児童福祉法^{*}の改正に伴い策定が義務化された「市町村障害児福祉計画」についても、「市町村障害福祉計画」と同様に包括した形で策定することとします。

2. 計画の位置付け

(1) 法的な位置付け

「第 3 期新上五島町障がい者福祉計画」は、障害者基本法^{*}第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」に、「第 5 期新上五島町障がい福祉計画」は、障害者総合支援法^{*}第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」に位置付けられます。

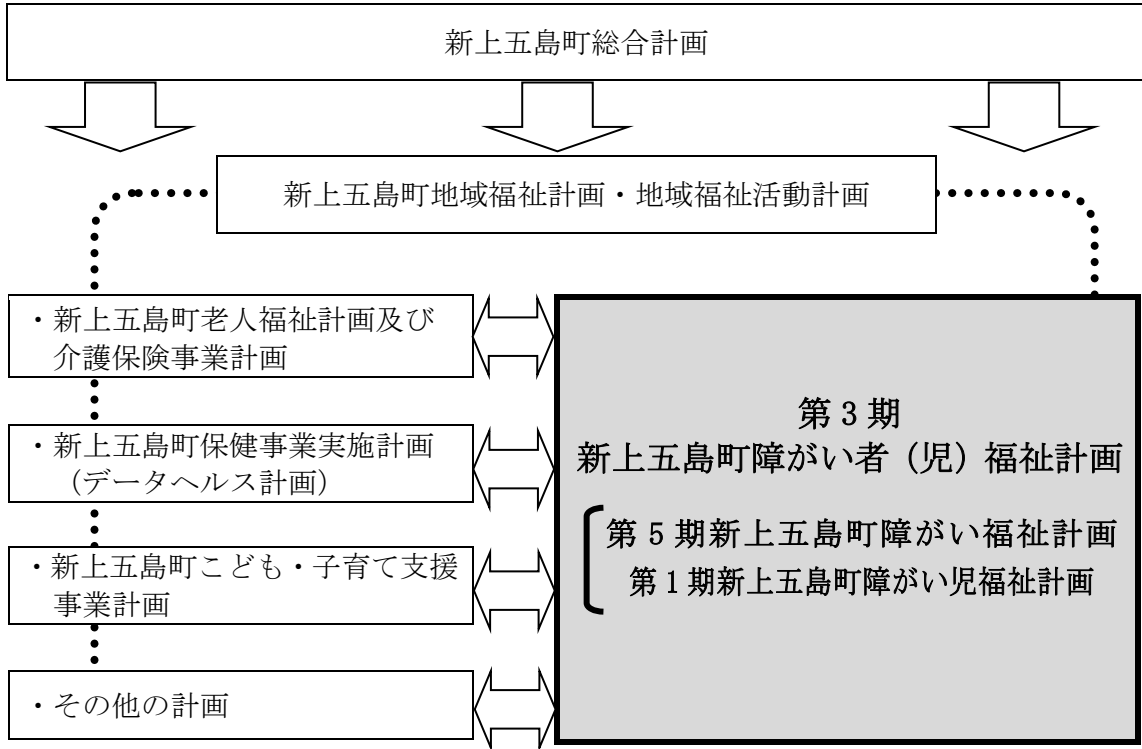
「第 1 期新上五島町障がい児福祉計画」は、今回初めて策定される計画です。

この計画は、児童福祉法^{*}第 33 条第 20 項に基づく「市町村障害児福祉計画」に位置付けられ、障がい児支援の提供体制の確保と円滑な実施を図るための計画であり、「市町村障害福祉計画」と一体のものとして作成することができるものとされています。

新上五島町障がい者(児)福祉計画は、これら三つの計画の目的と特徴を踏まえ、各計画に必要な事項を盛り込みながら、新上五島町の障がい者施策を総合的に推進していくための計画として、一体的に策定するものです。

(2) 町の関連計画との関係

本計画は、「新上五島町総合計画」の部門別計画であり、福祉分野の計画をはじめとする町のさまざまな計画と連携・整合を図りながら策定し、推進していきます。



3. 計画の期間

「第3期新上五島町障がい者福祉計画」は、新上五島町の障がい者施策に関する中・長期的な計画として、平成30年度から平成35年度までの6か年を計画期間とします。

「第5期新上五島町障がい福祉計画」及び「第1期新上五島町障がい児福祉計画」は、それぞれの根拠法で定められた平成30年度から平成32年度の3か年を計画期間とします。

区分	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
障害者基本法*第11条第3項に基づく 「市町村障害者計画」	第3期 新上五島町障がい者（児）福祉計画					
	見直し⇒					
障害者総合支援法*第88条第1項に基づく 「市町村障害福祉計画」	第5期 新上五島町障がい福祉計画			第6期 新上五島町障がい福祉計画		
児童福祉法*第33条第20項に基づく 「市町村障害児福祉計画」	第1期 新上五島町障がい児福祉計画			第2期 新上五島町障がい児福祉計画		

4. 計画の対象

この計画の対象となる「障がい者」の定義については、障害者基本法[※]等の法令の規定に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障害[※]、高次脳機能障害[※]を含む）難病[※]等の心身に機能障害がある人のうち、障がいと社会的障壁により継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある人としています。

5. 計画策定の背景

(1) 計画策定の背景

近年、我が国では、障害者権利条約[※]（障害者の権利に関する条約）の批准や持続可能な障害者福祉制度の確立を目指して、一連の法改革が行われてきました。その中で、障がい者（児）をめぐる制度や支援のあり方にも、さまざまな変化が生じています。

①障害者権利条約[※]の批准

平成 18 年に、国連総会において、障がいのある人の人権と基本的自由の享有の確保や、障がいのある人の尊厳の尊重の促進を目的とする「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約[※]）」が採択されました。我が国は、この条約に平成 19 年に署名し、それ以降、さまざまな国内法の整備を進め、平成 26 年 1 月に同条約を批准、2 月に国内で発効しました。

【「障害者権利条約[※]」の批准に向けた国内の法整備】

平成 18 年	12 月	「障害者権利条約 [※] 」が国連で採択
平成 19 年	9 月	日本が「障害者権利条約 [※] 」に署名
平成 23 年	6 月	「障害者虐待防止法 [※] 」の成立（平成 24 年 10 月施行）
平成 23 年	8 月	「障害者基本法 [※] 」の改正
平成 24 年	6 月	「障害者自立支援法 [※] 」が「障害者総合支援法 [※] 」へ改正
平成 25 年	6 月	「障害者差別解消法 [※] 」の成立（平成 28 年 4 月施行） 「障害者雇用促進法 [※] 」の改正
平成 26 年	1 月	日本が「障害者権利条約 [※] 」を批准

②障害者虐待防止法の成立

平成 23 年 6 月に、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立しました（平成 24 年 10 月施行）。

この法律は、養護者や障害者福祉施設従事者、使用者などによる障がいのある人への虐待を防止し、養護者に対する支援などを促進することで、障がいのある人の権利や利益を守ることを目的としています。虐待を受けたと思われる障がいのある人を発見した者に、速やかな通報を義務づけるとともに、虐待防止のための具体的なスキーム（枠組み）を定めています。

③障害者基本法*の改正

平成 23 年 8 月に、障がいのある人の法律や制度について基本的な考え方を示す「障害者基本法*」が、大幅改正されました。

この改正で、法の目的を「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」としました。

また、障がいのある人の定義を「障害がある者であって、障害及び社会的障壁（障がいがある者にとって障壁となるような事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定め、それまでの心身の障がいに起因するものとの考え方（個人モデル）から、障がいをつくり出している社会の問題である（社会モデル）という考え方に改めました。

さらに、障がいのある人がない人と等しく基本的人権を有する個人として、尊厳にふさわしい生活を保障されることを前提とし、活動や生活、言語、その他の意思疎通等の手段についての選択の機会の確保が図られることが規定され、言語には手話が含まれることも明確になりました。

④障害者総合支援法*の改正

平成 24 年 6 月に、「障害者自立支援法*」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法*）」として改正されました。

「障害者総合支援法*」では、障がいのある人の範囲に難病*等が加えられたほか、それまでの「障害程度区分」が「障害支援区分」に改められました。これにより、区分が障がいの程度（重さ）ではなく、必要な支援の度合いを示すものであることが明確化されました。

また、重度訪問介護の対象が、それまでの重度の肢体不自由者に加え、重度の知的障がいのある人や精神障がいのある人にも拡大されました。

そのほか、共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム*）の一元化などが定められました。

⑤障害者差別解消法^{*}の成立

平成 25 年 6 月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法^{*}）」が成立しました（平成 28 年 4 月施行）。

この法律では、行政機関や民間事業者等における障がいのある人に対する不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮^{*}の提供の義務化（民間事業者は努力義務）などが定められました。合理的配慮^{*}とは、社会的障壁の除去を必要としている人がいる場合であって、その障壁を除去するための負担が過重でない場合、除去に必要な対策を講じることをいいます。

⑥障害者雇用促進法^{*}の改正

平成 25 年 6 月に、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法^{*}）」が改正され、雇用の分野における障がいを理由とする差別の禁止や、事業主に、障がいのある人が職場で働くにあたっての合理的配慮^{*}の提供義務が定められました。

また、事業主に対し、雇用する障がいのある人からの苦情を自主的に解決することを努力義務とするとともに、平成 30 年度から法定雇用率^{*}の算定基礎に精神障がいのある人を加えることが規定されました。

⑦児童福祉法^{*}の改正

平成 24 年に「児童福祉法^{*}」が改正され、障がいのあるこどもへの支援の拡充が図られました。

この改正では、それまで障がい種別に分かれて実施されていた障害児施設（通所・入所）を一元化し、どの障がいでも身近な地域で支援が受けられるようになりました。通所支援は、放課後・夏休みなどにおける生活能力向上のための訓練や居場所づくりを推進する「放課後等デイサービス」、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを提供する「児童発達支援」や「医療型児童発達支援」、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供する「保育所等訪問支援」に改められました。

また、「児童福祉法^{*}」は平成 28 年にも改正され、主に児童虐待に対する対策が強化されました。

6. 計画の策定体制

本計画は、障がいのある町民及び障害福祉サービスを提供する事業所へのアンケート調査を実施し、障がいのある方の実態や各種サービス利用の現状、意向等を把握することにより素案を作成・検討しました。

これを受けて、保健医療・福祉関係者、学識経験者等によって構成される障がい者総合支援協議会※において素案を審議しました。

○障がいのある人に対する実態調査の実施

障害福祉施策に対する意識、制度やサービスの利用状況・意向等を把握するため、障がいのある町民を対象としてアンケート調査を実施しました。

○計画策定委員会による検討

障がい者団体関係者をはじめ、保健医療・福祉等各分野の関係者、学識経験者などからなる「新上五島町障がい者総合支援協議会※」を審議・策定機関として設置しました。

第2章

障がい者を取り巻く現状

空白

1. 人口と世帯数の推移

(1) 新上五島町の人口と世帯数の推移

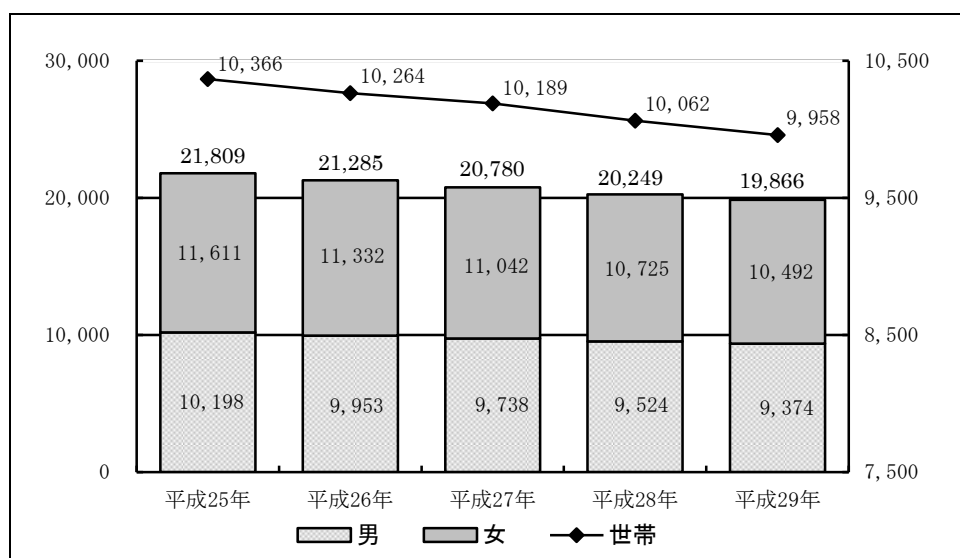
新上五島町の人口は年々減少傾向にあります。平成28年までは2万人台で推移していましたが、平成29年に19,866人となっています。

世帯数も同様に減少傾向にあり、平成29年に9,958世帯と1万世帯台を割っています。一世帯当たり人員数も減少し、平成29年に1.99人となっています。

今後も減少の傾向が継続することが見込まれています。

	総人口			世帯数	平均世帯人数 (人/世帯)	人口増減数 (人)
	(人)	男	女			
25年3月	21,809人	10,198人	11,611人	10,366世帯	2.10人	△445人
26年3月	21,285人	9,953人	11,332人	10,264世帯	2.07人	△524人
27年3月	20,780人	9,738人	11,042人	10,189世帯	2.04人	△505人
28年3月	20,249人	9,524人	10,725人	10,062世帯	2.01人	△531人
29年3月	19,866人	9,374人	10,492人	9,958世帯	1.99人	△383人

【人口推移】

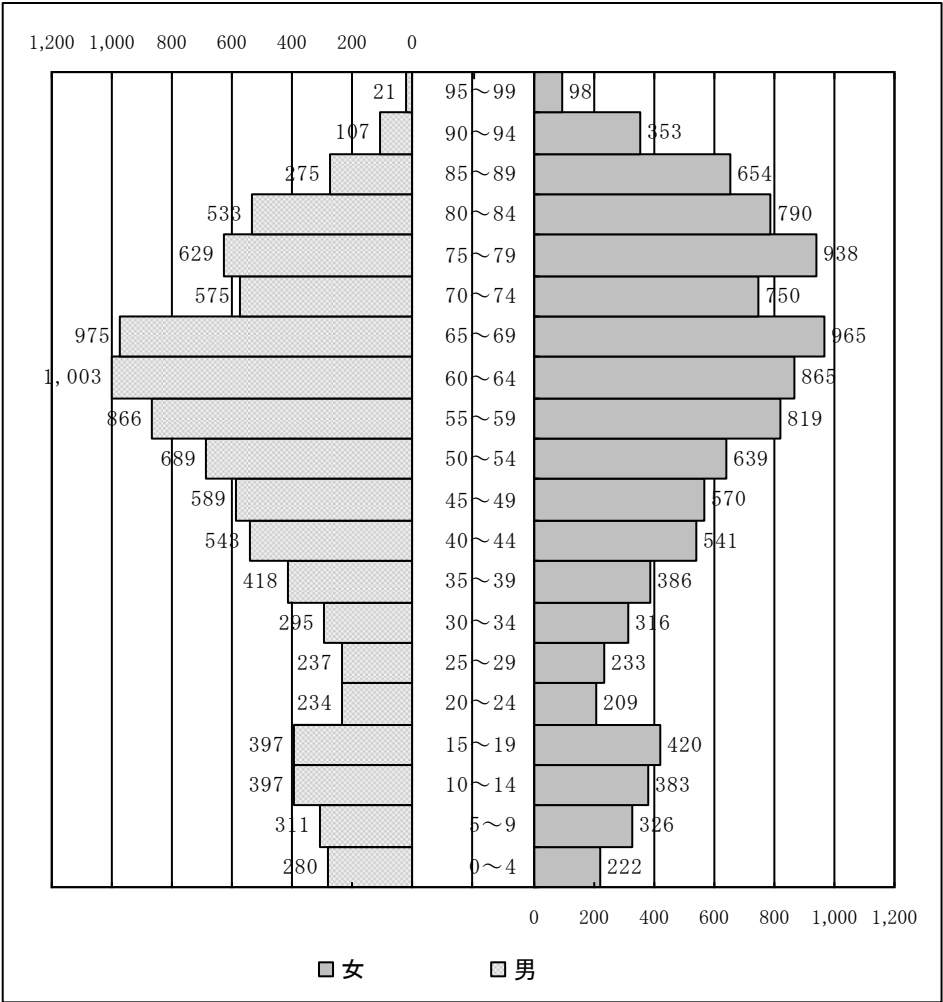


（資料）総人口：住民基本台帳（各年3月末時点）

(2) 5 歳区分別・男女別人口（人口ピラミッド）

各年齢別の男女別人口をみると、60～69 歳のいわゆる団塊の世代で人数が多くなっています。

【5 歳階級別人口ピラミッド】



（資料）総人口：住民基本台帳（平成 29 年 3 月末時点）

(3) 年齢 3 区分別人口

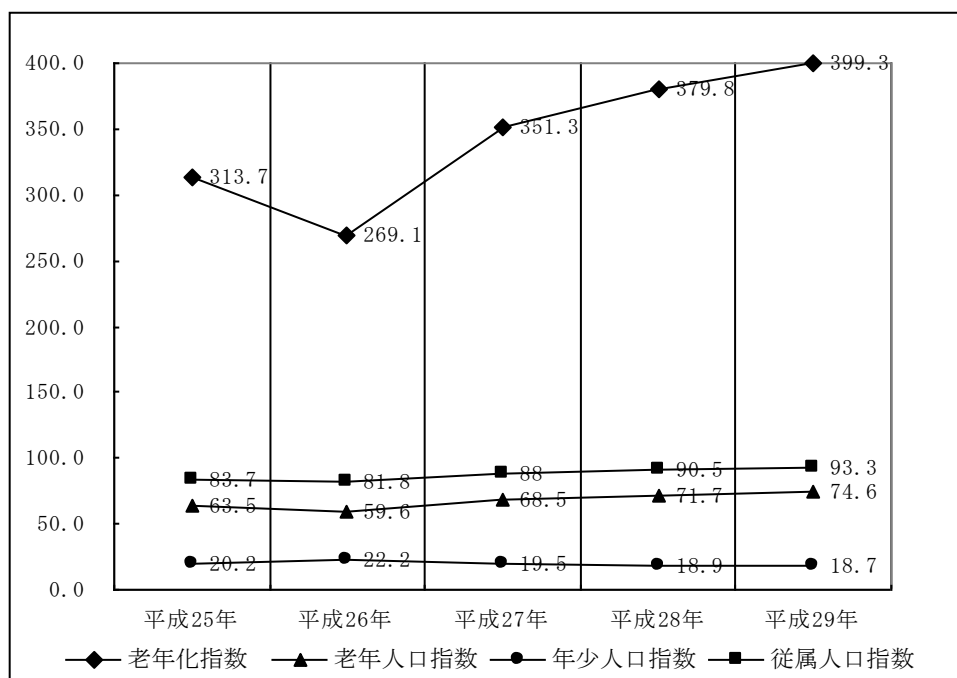
新上五島町における近年の年齢 3 区分別人口推移をみると、年少人口及び生産年齢人口は減少傾向にある一方で、高齢者人口は増加しています。

これにともない、年齢 3 区分別の人口構成割合も、同様の動きを示しています。

少子高齢化が進展する中、新上五島町の人口構造に着目した障害福祉施策の推進が必要になると考えられます。

		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
総人口		21,809 人	21,285 人	20,780 人	20,249 人	19,866 人
年齢構成	A. 年少人口（0 歳～14 歳）	2,402 人	2,829 人	2,154 人	2,004 人	1,919 人
	B. 生産年齢人口（15 歳～64 歳）	11,871 人	12,769 人	11,044 人	10,621 人	10,269 人
	C. 老年人口（65 歳以上）	7,536 人	7,612 人	7,568 人	7,612 人	7,663 人
人口構造指数	老年化指数	313.7%	269.1%	351.3%	379.8%	399.3%
	老年人口指数	63.5%	59.6%	68.5%	71.7%	74.6%
	年少人口指数	20.2%	22.2%	19.5%	18.9%	18.7%
	従属人口指数	83.7%	81.8%	88.0%	90.5%	93.3%

【年齢 3 区分別人口構成】

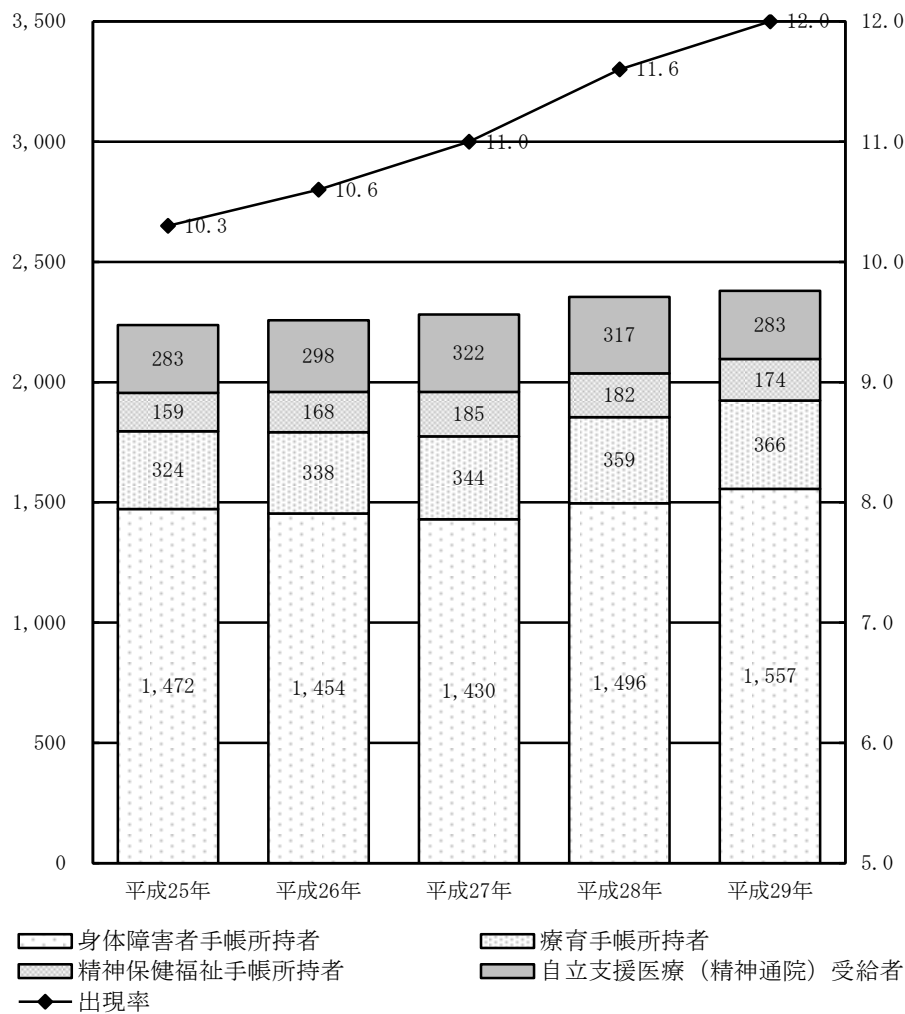


〈資料〉総人口：住民基本台帳（各年 3 月末時点）

2. 障がい児・者の推移

新上五島町の障がい児・者数（身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）受給者、重複含む）は、平成29年3月31日現在で2,380人、人口に対する出現率は12.0%であり、町民の約8人に1人が身体、知的、あるいは精神の障がいがあるという状況となっています。

【障がい者数の推移】



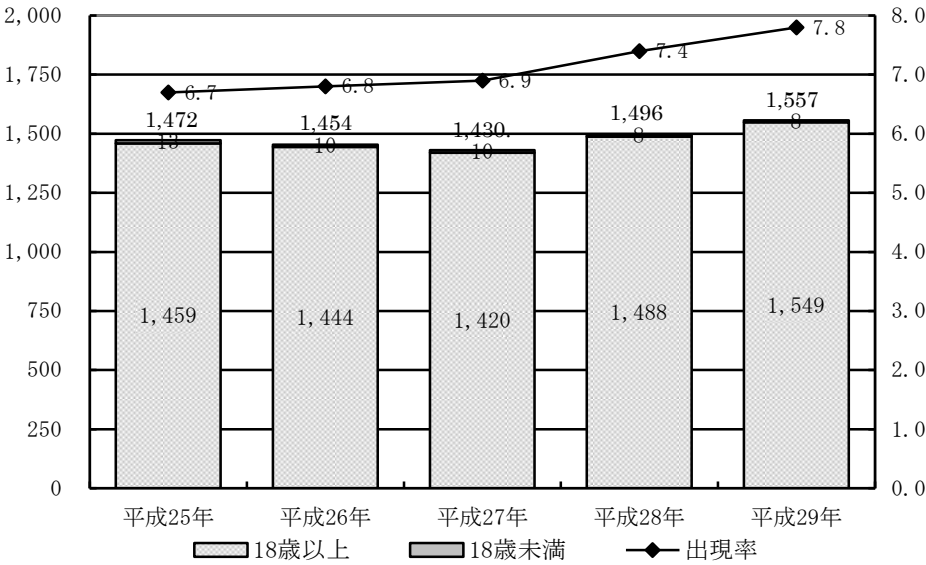
（各年3月末現在）

(1) 身体障がい者の推移

平成 29 年 3 月 31 日現在の身体障害者手帳所持者は 1,557 人となっています。

平成 25 年と比較すると、全体で 85 人増加しており、増加の要因としては、人口の高齢化、疾病による身体障害者手帳を申請する人の増加とともに障害者相談支援事業によって障害福祉サービス利用などの方法が広く知られるようになったことも要因と考えられます。

【身体障害者手帳所持者数の推移】



(人)

	視覚	聴覚 平衡	音声 言語	肢体	内部※	総数
平成 25 年	144	118	15	798	397	1,472
18 歳未満	0	0	0	9	4	13
平成 26 年	132	122	15	777	408	1,454
18 歳未満	0	0	0	7	2	10
平成 27 年	126	118	16	755	415	1,430
18 歳未満	0	0	0	8	2	10
平成 28 年	130	123	17	779	447	1,496
18 歳未満	0	0	0	7	1	8
平成 29 年	131	133	21	795	477	1,557
18 歳未満	0	0	0	7	1	8

(各年 3 月末現在)

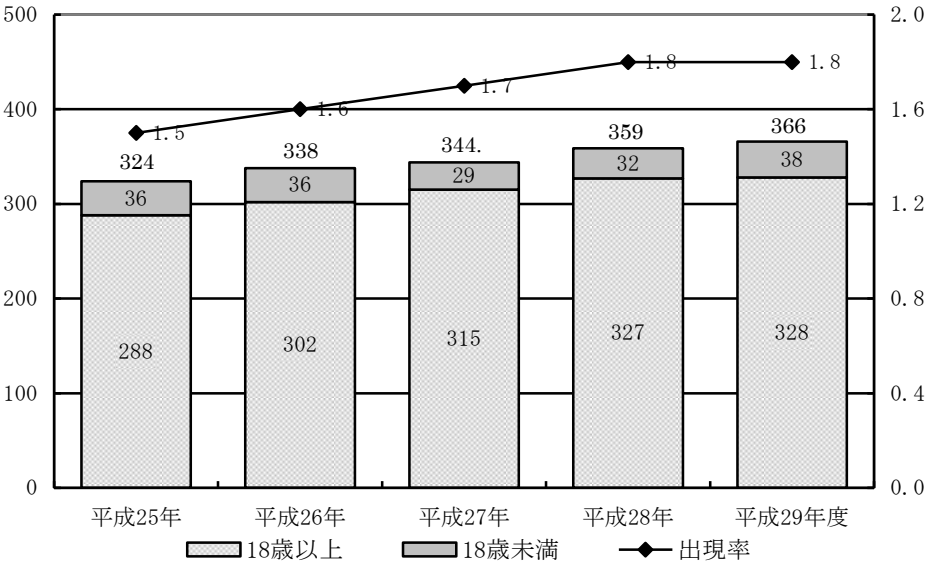
※内部機能障がい＝心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の各機能障がい及び
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい

(2) 知的障がい者の推移

平成 29 年 3 月 31 日現在の療育手帳所持者は 366 人で、平成 25 年と比較すると 40 人増加しています。

療育手帳を持つ人の増加においては、障害者相談支援体制の充実や特別支援教育※へ取り組み等から、療育手帳申請者の増加につながっています。

【療育手帳所持者数の推移】



(人)

	A1	A2	B1	B2	総数
平成 25 年	71	65	94	94	324
18 歳未満	6	3	11	16	36
平成 26 年	76	65	100	97	338
18 歳未満	5	5	10	16	36
平成 27 年	75	72	97	100	344
18 歳未満	5	7	4	13	29
平成 28 年	78	80	104	95	359
18 歳未満	6	8	7	11	32
平成 29 年	79	82	109	96	366
18 歳未満	6	9	17	6	38

(各年 3 月末現在)

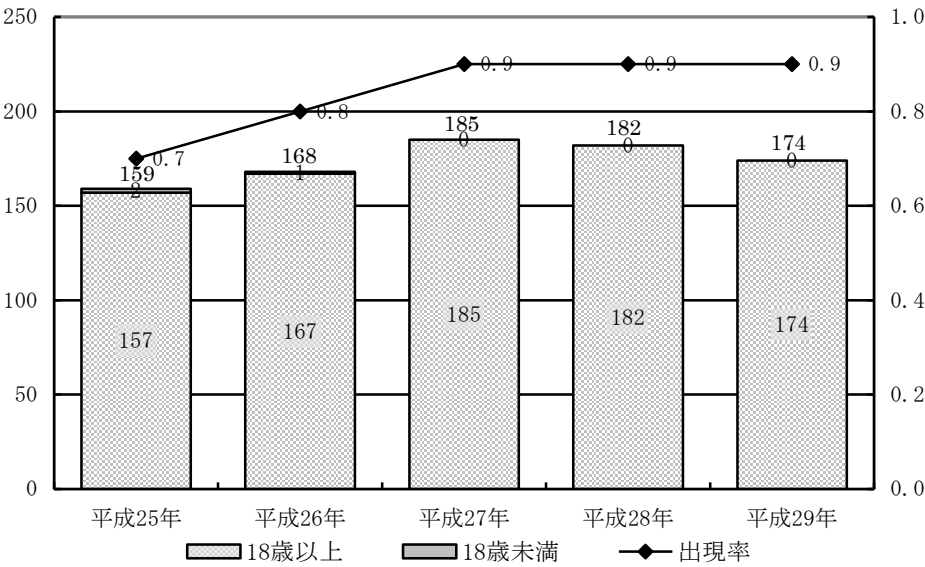
(3) 精神障がい者の推移

①精神障害者保健福祉手帳交付者数

平成 29 年 3 月 31 日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は 174 人となっており、平成 25 年と比較すると 15 人増加しています。

増加の要因としては、医療費助成対象要件の拡大や障害者相談支援事業によって障害福祉サービス利用などの方法が広く知られるようになったことが要因と考えられます。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



(人)

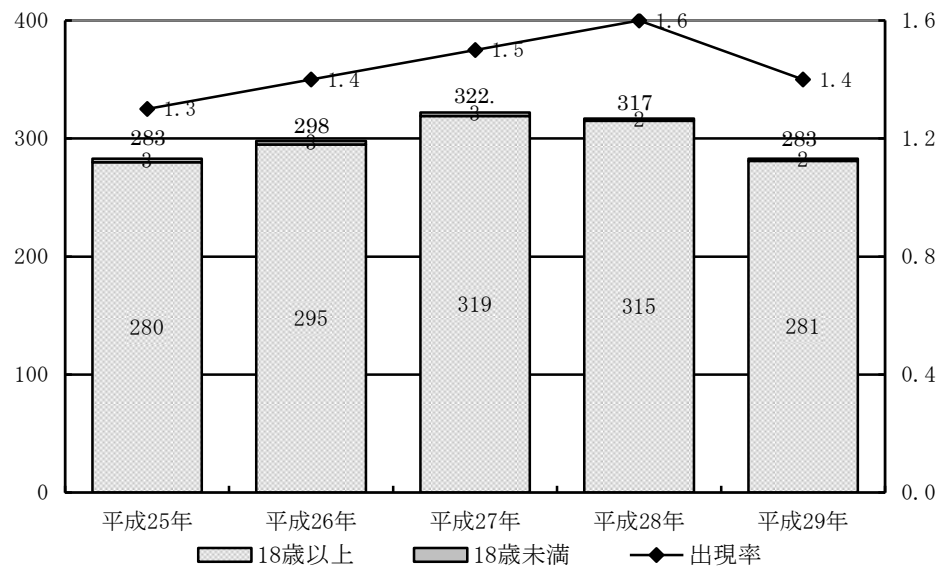
	1 級	2 級	3 級	総数
平成 25 年	18	105	36	159
18 歳未満	0	0	2	2
平成 26 年	21	111	36	168
18 歳未満	0	0	1	1
平成 27 年	26	123	36	185
18 歳未満	0	0	0	0
平成 28 年	27	122	33	182
18 歳未満	0	0	0	0
平成 29 年	28	112	34	174
18 歳未満	0	0	0	0

(各年 3 月末現在)

②自立支援医療（精神通院医療）受給者数

平成 29 年 3 月 31 日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は 283 人となっています。

【自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移】



(人)

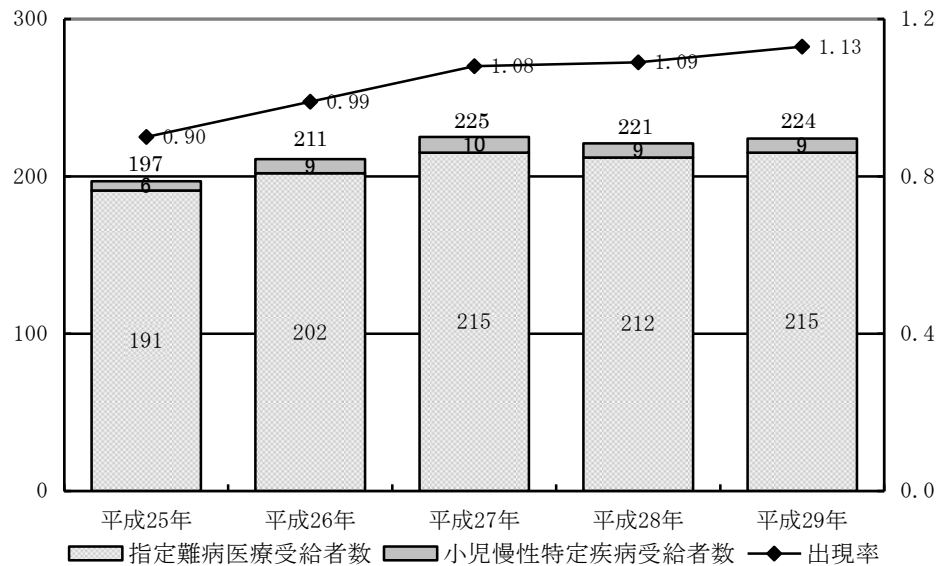
		受給者数
平成 25 年		283
	18 歳未満	3
平成 26 年		298
	18 歳未満	3
平成 27 年		322
	18 歳未満	3
平成 28 年		317
	18 歳未満	2
平成 29 年		283
	18 歳未満	2

(各年 3 月末現在)

(4) 難病*患者数（特定疾患医療給付受給者）の状況

指定難病*医療受給者数(小児慢性特定疾患を含む)は、平成 29 年には 224 人と、平成 25 年より 27 人増加しています。

【特定疾患医療給付受給者数の推移】



(人)

	指定難病*医療 受給者数	小児慢性特定疾病 受給者数	計
平成 25 年	191	6	197
平成 26 年	202	9	211
平成 27 年	215	10	225
平成 28 年	212	9	221
平成 29 年	215	9	224

(各年 3 月末現在)

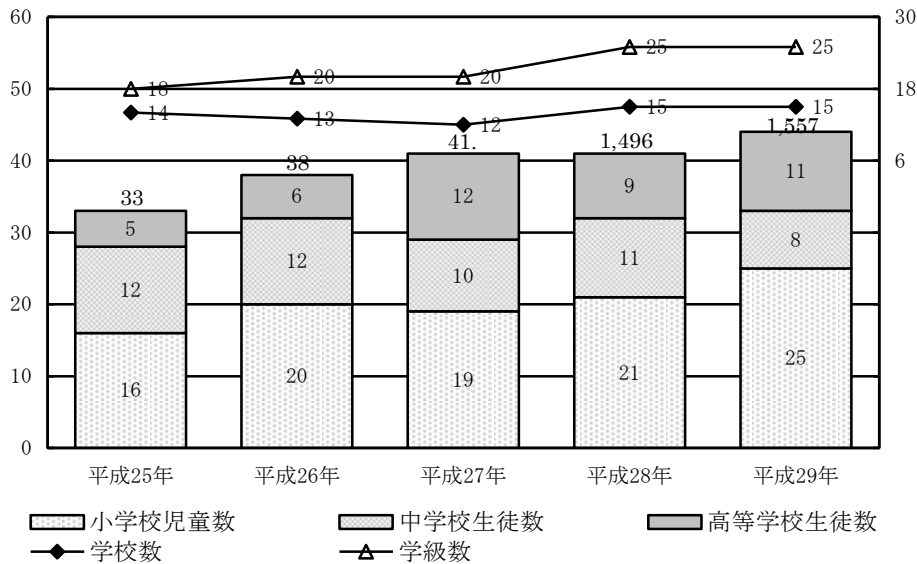
(5) 障がいのある児童・生徒の状況

本町の特別支援学級*児童数の推移については、児童総数が一貫して減少するなかで特別支援学級*児童数は増加傾向にあり、平成 29 年は平成 25 年と比較し 9 人増加しています。

中学校における特別支援学級*生徒数の推移については、生徒総数が一貫して減少するとともに特別支援学級*生徒数も減少しており、平成 29 年は平成 25 年と比較し 4 名減少しています。

高等学校における特別支援学級*生徒数の推移については、平成 25 年に特別支援学校分教室が開設されてから、年次で生徒の受け入れをしてきており、平成 29 年は平成 25 年と比較し 6 人増加しています。

【特別支援学級*児童・生徒数の推移】



	小学校			中学校			高等学校			総数		
	学校数	学級数	生徒・児童数	学校数	学級数	生徒・児童数	学校数	学級数	生徒・児童数	学校数	学級数	生徒・児童数
	(校)	(学級)	(人)	(校)	(学級)	(人)	(校)	(学級)	(人)	(校)	(学級)	(人)
平成 25 年	8	11	16	5	6	12	1	1	5	14	18	33
平成 26 年	7	12	20	5	6	12	1	2	6	13	20	38
平成 27 年	6	11	19	5	6	10	1	3	12	12	20	41
平成 28 年	9	15	21	5	7	11	1	3	9	15	25	41
平成 29 年	9	16	25	5	6	8	1	3	11	15	25	44

(各年 5 月末現在)

3. 障害福祉施設等の状況

町内事業所一覧（障害福祉）

事業所名	提供サービス等	
	自立支援給付※	地域生活支援事業※
福) 新上五島町社会福祉協議会	居宅介護事業 重度訪問介護事業 計画相談支援事業	相談支援事業 移動支援事業 訪問入浴事業 日中一時支援事業
福) 清和会	生活介護事業 就労継続支援B型事業 短期入所事業 共同生活援助事業 施設入所支援事業 計画相談支援事業	
株) 新上五島在宅ケアセンター	居宅介護事業 重度訪問介護事業	移動支援事業
福) 友星会	生活介護事業 就労継続支援B型事業	
NPO法人いろえんぴつの家		地域活動支援センター※事業
NPO法人有川ほたる会		地域活動支援センター※事業
NPO法人ひだまり会		地域活動支援センター※事業
NPO法人せかい卵	計画相談支援事業	
NPO法人あたたかいところ	共同生活援助事業	

(平成30年3月現在)

町内事業所一覧（児童福祉）

事業所名	提供サービス等
福) 新上五島町社会福祉協議会	障がい児相談支援
福) 清和会	障がい児相談支援
NPO法人せかい卵	障がい児相談支援
新上五島町子ども発達センターあおいとり	児童発達支援 放課後等デイサービス

(平成30年3月現在)

4. 障がい者団体等の状況

団体等の名称	主な活動内容
新上五島町身体障害者福祉協会	親睦交流、ボランティア活動、障がいへの理解に向けた広報活動を行っています。
新上五島町手をつなぐ育成会	親睦交流、ボランティア活動、障がいへの理解に向けた広報活動を行っています。
NPO法人いろえんぴつの家	地域交流の機会の提供、当事者活動支援、ボランティア活動、障がいへの理解に向けた広報活動を行っています。
NPO法人有川ほたる会	地域交流の機会の提供、当事者活動支援、ボランティア活動、障がいへの理解に向けた広報活動を行っています。
NPO法人ひだまり会	地域交流の機会の提供、当事者活動支援、ボランティア活動、障がいへの理解に向けた広報活動を行っています。
NPO法人せかい卵	教育・環境・心理サポート等、障がいへの理解に向けた広報活動を行っています。
NPO法人あたたかいところ	地域交流の機会の提供、当事者活動支援、ボランティア活動、障がいへの理解に向けた広報活動を行っています。
上五島地区精神障害者連合会「花園会」	親睦交流、ボランティア活動、障がいへの理解に向けた広報活動を行っています。
精神保健福祉ボランティア「なぎさ」	福祉施設訪問や研修、地域活動支援センター※との連携により、精神障がい者の活動支援に繋がるような取り組みを行っています。
新上五島町あいサポートの会	広報紙の音訳等、視覚障がい者の活動支援に繋がるような取り組みを行っています。
ハートフル in 新上五島～共にふれあう生き生きフェスタ実行委員会	イベントを通じて、障がいのある方や障がいに対する正しい理解を求める活動を行っています。

(平成 30 年 3 月現在)

第 3 章

計画の理念・視点・体系

空白

1. 計画の理念

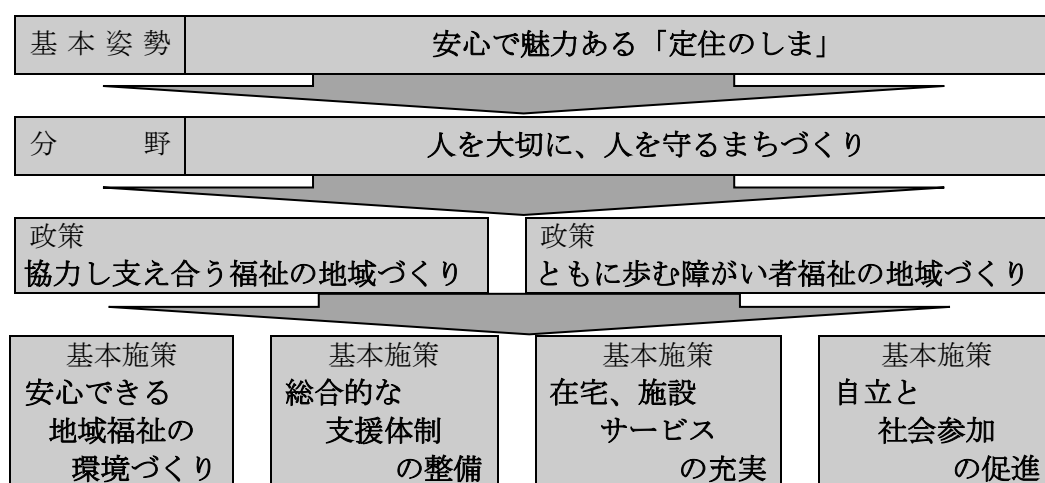
第2次総合計画の方向性及び計画の基本理念

本計画の上位計画である「新上五島町第2次総合計画」の将来像は、

『つばき香り豊かな海と歴史・文化を育む自立するしま』

と定めています。

福祉部門においては、この将来像を達成するために



と方向性を定め取り組んでいます。

前期計画においては、「協力し支え合い、ともに歩む福祉のまちづくり」を基本理念に掲げ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし取り組んできました。

このことは、障がい者の暮らしやすい社会づくりの大前提であり、障がいのある人が住み慣れた地域社会で孤立することなく、社会とのつながりの中で自らの役割を高めることができるよう、「ノーマライゼーション※」の考え方を町民に広く定着させることを基本として、引き続き取り組んでいくことが重要であると考えられます。

そのため、前期計画で掲げた基本理念である、「協力し支え合い、ともに歩む福祉のまちづくり」を踏襲することとし、本計画の基本理念とします。

この基本理念に基づいて、3つの計画の視点を定め、各分野の施策を展開していくこととします。

基本理念

協力し支え合い、ともに歩む福祉のまちづくり

2. 計画の視点

(1) バリアフリー※社会の実現

ノーマライゼーション※の理念に基づき、障がいのある人もない人も地域を構成する一員として共に支え合い、障がい者（児）が自ら望む活動に積極的に参加できる共生社会を実現するためには、全ての人たちが障がいについての理解を深めることが必要です。

本町では、あらゆる機会や場面を通じて、社会的・物理的なバリアフリー※だけでなく、心のバリアフリー※も促進し、安全で豊かな地域社会の形成を目指します。

(2) 総合的な支援が受けられる地域社会の実現

乳幼児期から学齢期、成年期、高齢期に至るまで、障がい者が地域の中で、いきいきと成長し、その人らしく自立した生活を実現するために、それぞれのライフステージ※に応じた切れ目のない支援を得ることが必要です。

本町では、障がい者やその家族の相談に的確に応じることをはじめ、関係するさまざまな分野にわたる支援や連携を強化し、適切な情報やサービスの提供など、障がいのある人が安心して暮らしていけるように、総合的な支援を受けられる地域社会の実現を目指します。

(3) 障がい者を地域全体で支える体制づくり

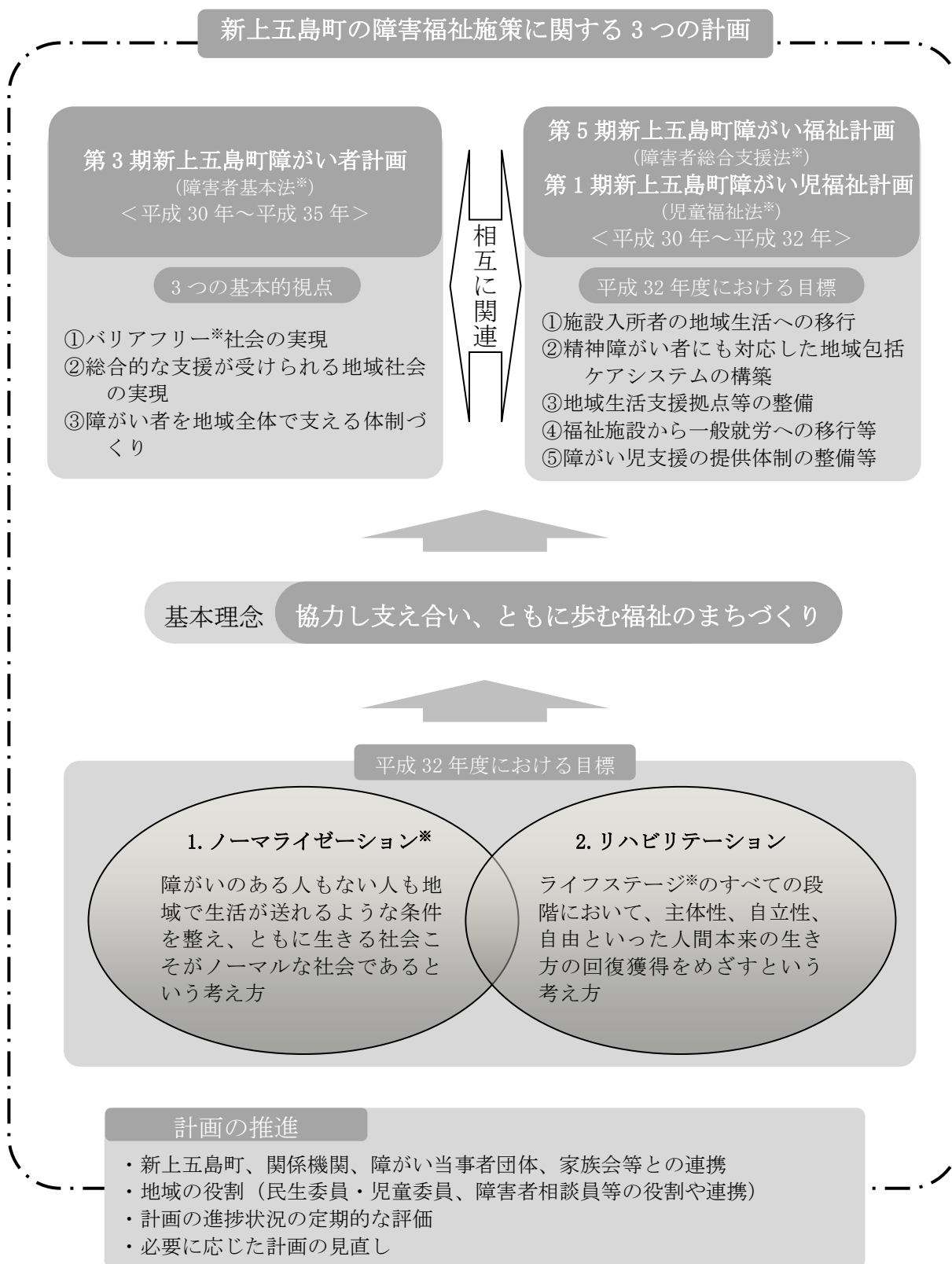
現在、少子高齢化や核家族化が進展し、社会構造が複雑化するとともに、東日本大震災などの大規模災害が発生するなど、障がい者の取り巻く環境も変化しており、地域全体で支えていくことの重要性がますます高まっています。

本町では、障がい者の生活を地域全体で支えるために、行政だけではなく、町民や民間事業者などあらゆる人や団体が協働して、多様で広範な取り組みを進めることのできる体制づくりを目指します。

3. 計画の体系

基本理念	計画の視点	基本施策	基本計画
協力し支え合い、ともに歩む福祉のまちづくり	1. ※バリアフリー 社会の実現	(1) 安心できる 地域福祉の 環境づくり	I. 相談支援体制・情報提供の充実
			II. 福祉のまちづくりの推進
	2. 総合的な支援が受けられる地域社会の実現	(2) 在宅、施設 サービスの充実	III. 障害福祉サービスの充実
			IV. 権利擁護体制の確立
			V. 意思疎通支援の充実
	3. 障がい者を 地域全体で支える 体制づくり	(3) 総合的な 支援体制の整備	I. 障がいの早期発見と障がい児の療育支援
			II. 切れ目のない障がい児サービスの充実
			III. 特別支援教育※・インクルーシブ教育※の推進
			IV. 保健・医療サービスの充実
			V. 経済的支援の実施
			VI. 外出支援施策の推進
	(4) 自立と社会参加 の促進		I. 就労の支援・促進
			II. 日中活動の場の確保
			III. 居住の場の確保
			I. 障がいの理解と合理的配慮※の推進
			II. 社会参加の促進
			III. 地域移行・地域定着の支援と促進
			IV. 地域の安全と災害時を想定した対応

4. 計画の推進体制等



第4章

障がい者施策の展開 (障がい者計画)

空白

1. バリアフリー*社会の実現

(1) 安心できる地域福祉の環境づくり

I. 相談支援体制・情報提供の充実

【現状と課題】

障がい者が安心して暮らしていくためには、地域で気軽に相談できる体制や、障害福祉サービス等の情報を得やすいことが重要な条件になります。

障がい者アンケート調査の結果によると、「あなたは悩みごとや心配ごとがある時、家族や親戚以外に、誰に相談していますか。」という設問では、障がい全体で見ると、「知人・友人」が最も多くなっています。

また、「あなたは、相談機能を充実させるために、どのようなことが最も必要だと思いますか。」という設問では、「身近なところで相談できること」が最も多く、次いで「どこで相談したら良いか、すぐ分かること」が多くなっています。

「今後、福祉施策を充実するために、どのようなことに力を入れていく必要があると思いますか。」という設問でも、「相談しやすい体制の充実」が最も多くなっており、ニーズに対応すべく相談窓口の拡充、相談サービスに関する情報提供等相談支援体制をより充実させていくことが求められていることから、適切な支援につなげる相談員のスキル向上も図っていくことが必要と考えられます。

あなたは悩みごとや心配ごとがある時、家族や親戚以外に、誰に相談していますか。

	役場の担当窓口	県の相談窓口（保健所・福祉事務所）	町の社会福祉協議会	相談支援事業所	福祉サービス事業所等の職員	病院（医師、看護師、ケースワーカー等）	学校の先生	民生委員・児童委員	障害者相談員	地域包括支援センター	自分の所属する団体や組織等	友人・知人	その他	未記入
全体 (N=875)	109	20	67	23	157	179	5	47	21	33	25	232	53	248
身体 (N=700)	89	11	96	13	127	131	3	36	16	23	17	190	40	201
知的 (N=108)	8	5	14	12	42	15	2	4	7	5	6	14	6	20
精神 (N=57)	5	3	7	1	11	19	0	3	7	2	2	12	2	14
難病* (N=42)	5	4	3	2	4	16	0	3	0	1	4	17	4	9
発達障害*他 (N=85)	12	0	3	0	7	21	1	6	1	3	0	21	6	29

あなたは、相談機能を充実させるために、どのようなことが最も必要だと思いますか。

	どこで相談したら良いか、すぐ分かること	身近なところで相談できること	いつでも相談できること	プライバシーに配慮がなされていること	専門的な人材がいること	総合的な支援体制の充実	就労相談の充実	その他	未記入
全体 (N=875)	178	183	103	99	64	48	12	11	292
身体 (N=700)	146	154	79	75	56	36	5	5	233
知的 (N=108)	20	17	18	12	5	13	2	4	30
精神 (N=57)	5	10	15	9	4	3	2	1	16
難病* (N=42)	12	6	5	9	4	2	1	0	10
発達障害*他 (N=85)	14	12	10	11	7	5	3	2	33

今後、福祉施策を充実するために、どのようなことに力を入れていく必要があると思いますか。

	入手しやすい情報の提供	相談しやすい体制の充実	障害福祉に関わる町民活動への支援	保健・医療体制の充実	住まいを支える福祉サービス等の充実	日常生活を支援する福祉サービス等の充実	就労しやすい環境づくり	障がいに関する町民意識の向上	地域活動への参加促進	保育・療育・教育体制の充実	快適に暮らせるまちづくり	人権を守る仕組の充実	外出しやすい体制の充実	その他	未記入
全体 (N=875)	220	282	106	261	118	219	72	124	31	66	187	88	144	10	258
身体 (N=700)	172	217	78	216	99	181	47	99	24	53	158	71	122	7	199
知的 (N=108)	20	26	19	23	15	23	18	26	5	8	24	7	14	1	36
精神 (N=57)	17	20	7	13	6	11	7	12	1	3	12	8	12	1	21
難病* (N=42)	14	12	7	16	4	15	6	3	0	0	8	6	7	2	5
発達障害*他 (N=85)	19	27	10	27	10	14	9	9	5	8	15	12	7	2	32

【施策の方向性】

障がい者の多様なニーズに対応するため、保健・医療・福祉の関係機関などとの連携強化による相談窓口の整備や障がい者が相談しやすい体制の充実を図ります。

また、障がい者が様々な情報を入手できるように、障がいの特性に応じた情報提供に努めます。

【主な施策】

○継続的な相談支援体制の充実

精神保健医療福祉連絡会等、関係機関等の連携強化を図り、障がいの有無に関わらず、発達の段階に応じて特別な配慮が必要なこどもから高齢者まで、切れ目のない継続的な相談支援体制の整備をします。

福祉長寿課・健康保険課・こども課・学校教育課

○相談支援事業の推進

在宅の障がい者及びその家族等の地域での生活を支援するため、委託相談支援事業所における相談支援事業の充実を図ります。

福祉長寿課

○障害者相談員の周知と利用促進

身近な地域における相談員である身体障害者相談員・知的障害者相談員・精神障害者相談員による相談支援活動の充実を図るとともに、周知と障がい者やその家族等による利用の促進に努めます。

福祉長寿課

○ピアカウンセリング事業の充実

有川障害相談支援事業所とNPO法人いろえんぴつの家が連携して実施している精神障がい者ピアカウンセリング事業の充実を図ります。

福祉長寿課

○障害福祉サービス等に関する情報提供の充実

広報紙、ホームページ、ガイドブック等を活用し、障がい者が適切なサービスを受けることができるよう情報提供の充実に努めます。

福祉長寿課

Ⅱ. 福祉のまちづくりの推進

【現状と課題】

障がい者にやさしいまちづくりのために、バリアフリー※新法に基づいて道路、公園、交通機関を始め、公共施設のバリアフリー※化を進め、車いすなどでも安心して移動できる環境づくりを進める必要があると考えられます。

障がい者アンケート調査意においては、「あなたが、これからバリアフリー※化を進めてほしい施設や設備等は何ですか。」との設問では、離島に位置する本町の地理的要因もあり「旅客船」や「バス車両」といった回答が多く、運行事業者の理解を求めながらバリアフリー※化を働きかけていく必要があります。

また、建築物においても、障がい者に配慮された環境の整備を促進し、障がいのある人もない人もすべての人にとって配慮がなされたユニバーサルデザイン※の考えのもと、まちづくりに努めていく必要があります。

あなたが、これからバリアフリー化を進めてほしい施設や設備等は何ですか。

	旅客船ターミナル	旅客船	バス停留所	バス車両	道路	点字ブロックや音の出る信号機	建築物（公共施設、商業施設、医療施設等）	公園	駐車場	障がい特性に配慮した案内表示	障がい特性に配慮した施設や設備等の運営	その他	未記入
全体 (N=875)	142	159	73	103	106	13	157	32	62	50	68	16	428
身体 (N=700)	118	131	59	84	91	11	136	25	55	41	52	12	327
知的 (N=108)	15	17	15	12	13	2	13	4	5	9	17	2	50
精神 (N=57)	5	2	5	6	3	2	4	3	2	3	5	0	39
難病※ (N=42)	10	12	3	4	4	0	12	1	1	0	1	0	20
発達障害※他 (N=85)	12	13	3	8	7	2	9	2	5	2	5	2	51

【施策の方向性】

新上五島町第2次総合計画にも掲げられているように、障がい者の活動を支え、すべての人が安全で安心して暮らしていくことができるよう、住環境のバリアフリー※化を推進し、ユニバーサルデザイン※に配慮したまちづくりの推進に努めます。

【主な施策】

公共施設のバリアフリー※化、ユニバーサルデザイン※化の推進

障がいの有無や年齢にかかわらず、誰もが利用しやすい施設となるよう、公共施設のバリアフリー※化の推進と計画段階からのユニバーサルデザイン※化を図ります。

全庁

○オストメイト※対応トイレの設置

多目的トイレ（オストメイト※対応等）の設置等、町施設の改善、整備を行い高齢者や障がいのある人等にやさしいまちづくりに努めます。

全庁

○安全で快適な道づくり

歩道の段差解消や点字ブロック、歩行支援のための手摺設置等により、安全で快適な道づくりに努めます。また、看板や駐輪など路上に障がい物がない歩道環境や障がい者用駐車スペースの利用マナー等にかかる意識啓発に努めます。

建設課・福祉長寿課

○公園環境の整備

公園や観光施設のバリアフリー※化を推進します。また、障がいのある人が利用しやすいトイレの設置や案内板等の設置に努めます。

全庁

○交通機関のバリアフリー※化

町内バス路線や本土及び島内を結ぶ航路などの公共交通機関の利用に関して、利用者の利便性の向上の視点からバリアフリー※化を働きかけます。

総合政策課・福祉長寿課

○民間等建築物の整備改善の促進

不特定多数の町民が利用する商業施設や銀行、病院などの民間等建築物についてもバリアフリー※化やユニバーサルデザイン※化が図られるよう啓発活動を進めます。

福祉長寿課

(2) 在宅・施設サービスの充実

Ⅲ. 障害福祉サービスの充実

【現状と課題】

障害福祉サービスには、「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住系サービス」があり、障がいの種別や程度、家族の状況など勘案すべき事項を踏まえ、障がい者の個別のニーズに添ったサービスの提供を行っています。

障がい者アンケート調査の結果によると、障がい者（児）福祉サービスの利用意向については、前述の順に「短期入所」、「生活介護」、「施設入所支援」の利用意向が多くなっています。

地域生活支援事業※においては、「移動支援」、「日中一時支援」、「日常生活用具給付」の利用意向が多く、個々の障がいのニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、量的・質的な充実を図っていく必要があります。

あなたが、日常生活を過ごすなかで困っているために、これから利用したいと思う福祉サービスはどれですか。

①訪問系サービス（在宅で訪問を受けたり通所等で利用するサービス）

	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者 包括支援	短期入所	同行援護
全体 (N=261)	122	25	38	18	148	27
身体 (N=217)	104	23	26	15	121	24
知的 (N=38)	10	1	23	2	20	4
精神 (N=15)	4	1	3	0	10	1
難病※ (N=13)	5	0	1	0	10	0
発達障害※他 (N=20)	8	2	4	3	9	2

②日中活動系サービス（施設等で昼間に活動を支援するサービス）

	生活介護	療養介護	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援 A型	就労継続支援 B型
全体 (N=226)	110	63	85	20	16	18
身体 (N=175)	89	53	59	11	9	7
知的 (N=53)	26	8	21	7	5	8
精神 (N=14)	2	2	11	1	2	5
難病※ (N=7)	4	3	2	1	0	0
発達障害※他 (N=22)	11	6	10	2	3	2

③居住系サービス（住まいの場を提供するサービス）

	共同生活援助	施設入所支援
全体 (N=141)	41	107
身体 (N=112)	32	87
知的 (N=32)	13	20
精神 (N=5)	3	2
難病※ (N=4)	0	4
発達障害※他 (N=12)	4	8

④地域生活支援事業※

	日中一時 支援	移動支援	地域活動支援 センター	日常生活 用具給付	訪問入浴 サービス	精神障がい者 ピアカウンセ リング
全体 (N=166)	61	69	26	56	21	34
身体 (N=130)	42	60	16	49	18	20
知的 (N=31)	21	13	7	2	1	10
精神 (N=19)	5	4	5	2	0	11
難病※ (N=6)	1	3	0	1	2	0
発達障害※他 (N=15)	7	3	3	6	3	3

【施策の方向性】

障がい者が住み慣れた地域で自分らしい生活を維持していくため、障害福祉サービスを利用しながら、自立した生活を送れるよう、障がいの状態に対して適切なサービスの提供とニーズに応じた支援の充実を図ります。

【主な施策】

○訪問系サービスの充実

身体介護・家事援助などのサービスを必要とする障がい者がそれらを受けられるよう、介護従事者の確保に努め、ホームヘルプなど「訪問系サービス」の充実を図ります。

福祉長寿課

○日中一時支援事業の実施

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び家族の介護等の軽減を図ります。

福祉長寿課

○重度身体障がい者（児）訪問入浴サービスの提供

自宅の浴室等で入浴することが困難なおおむね6歳から65歳未満の在宅の重度身体障がい者（児）の身体の清潔の保持と心身機能の維持等を図るため、自宅等に入浴車を派遣し、訪問入浴サービスを提供します。

福祉長寿課

○身体障害者補装具費の支給

身体障がい者の日常生活機能を向上させて地域での自立生活を容易にするため、補装具費を支給するとともに、制度の周知を図り利用の促進に努めます。

福祉長寿課

○日常生活用具給付事業の充実

身体障がい者の日常生活を容易にするため、日常生活用具を給付するとともに、制度の周知を図り利用の促進に努めます。

福祉長寿課

○短期入所サービスの充実

在宅の障がい者が、保護者または家族の疾病等の理由により家庭において介護を受けることが困難になった場合に、障害者支援施設等を一時的に利用するサービスの充実を図ります。

福祉長寿課

○サービス等利用計画の作成

障害福祉サービス・障害児通所支援サービスを利用するすべての障がい者のために指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所が適切なサービス等利用計画を作成することができるよう、提供体制の整備を進め、ケアマネジメント※の充実を図ります。

福祉長寿課

IV. 権利擁護体制の確立

【現状と課題】

判断能力が十分でない障がい者が、自分らしい生活を自身で選択できるよう、その権利を守る仕組みが不可欠です。

障がい者アンケート調査の結果においては、施策の在り方の設間においても「日常生活自立支援事業※」や「成年後見制度※」に関するものはあがっておらず、認知状況は低いものと思われます。

福祉サービス等の情報の入手手段が、「町の広報紙・資料」によるものが最も多くなっていることから、権利擁護を推進していくためにもこうした媒体による情報提供を行っていくとともに、障がい者の権利に対する意識啓発と成年後見制

度※の利用を促進するため、権利擁護を担う専門的人材の育成確保にも取り組んでいく必要があります。

あなたは福祉サービス等の情報をどこから入手していますか。

	町の広報紙・資料	町のホームページ	町の職員	医療機関	テレビ・ラジオ・新聞・雑誌等	障害者施設や団体	民生委員・児童委員	家族・親戚・友人・知人等	相談支援事業所	地域包括支援センター	その他	入手する手段がない	未記入
全体 (N=875)	357	32	78	104	164	100	47	235	36	59	33	48	175
身体 (N=700)	300	29	58	81	134	71	36	186	28	44	30	36	139
知的 (N=108)	28	2	19	15	17	44	5	22	9	7	1	6	15
精神 (N=57)	19	1	7	6	7	8	3	11	6	3	1	5	16
難病※ (N=42)	17	1	3	11	9	3	3	15	3	2	1	3	6
発達障害※他 (N=85)	26	3	5	6	16	6	7	20	2	9	2	5	23

【施策の方向性】

判断能力が不十分な障がい者に対して、本人の意思をできる限り生かしながら、権利擁護と財産管理を支援するために、成年後見制度※の利用促進を図ります。

また、障がい者の権利擁護を進める中で、町民や関係機関への虐待防止に関する制度の周知啓発に取り組むとともに、速やかに障がい者虐待に対応できる体制強化に努めます。

【主な施策】

○成年後見制度※支援事業の周知・促進

「成年後見制度※支援事業」の周知と利用促進を図り、障がい者等への支援を図ります。一定の要件に該当する人について、「成年後見制度※利用支援事業」を促進します。

福祉長寿課

○障害者虐待防止センターの充実

障害者虐待防止センター機能を充実し、関係機関と連携しながら虐待の防止、早期発見、早期対応等に努めていきます。

福祉長寿課

○障がい者総合支援協議会※の活用とネットワーク※の構築

既存の仕組みを活用し、行政、相談支援事業者、障がい者総合支援協議会

※の連携をより緊密にして、虐待防止等に取り組む体制を構築していきます。

福祉長寿課

○障がい児の虐待の防止等

学校、保育所等及び医療機関との連携を強化するとともに、要保護児童対策地域協議会の機能を充実させ、特に就学する障がい児や保育所等に通う障がい児への虐待防止を図ります。

福祉長寿課・こども課・学校教育課

V. 意思疎通支援の充実

【現状と課題】

障がい者を取り巻く状況や社会が変化する中、障がいの種類や障がい者のニーズの多様化にともなった、わかりやすい、多様な情報発信が求められています。

近年では、情報通信技術の進展が障がい者の情報収集やコミュニケーション手段に大きな可能性を広げており、手話通訳者等の確保と合わせ、情報通信機器の有効活用に向けた支援の充実を図っていくことが必要となっています

【施策の方向性】

手話奉仕員の養成及び確保、情報通信機器の有効な活用などを図り、コミュニケーションに支障がある障がい者の意思疎通支援の充実を図ります。

【主な施策】

○手話奉仕員の派遣

聴覚及び言語機能の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人へ、手話奉仕員を派遣します。

福祉長寿課

○手話奉仕員の確保

手話奉仕員の養成研修を行い、手話奉仕員の確保に努めます。また、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成の情報提供等の支援を行います。

福祉長寿課

○軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

両耳の聴力レベルが 30 d B 以上であり、身体障害者手帳交付の対象となる聴力ではないが、補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できる児童に対し、購入費の一部を助成します。

福祉長寿課

2. 総合的な支援が受けられる地域社会の実現

(3) 総合的な支援体制の整備

I. 障がいの早期発見と障がい児の療育支援

【現状と課題】

障がい児への適切な療育支援には、幼児期における障がいの早期発見が重要です。

障がいや疾病の早期発見・早期療育などのために、障がい特性をよく理解した専門性の高いサービスの充実が必要であり、保健・医療分野と福祉分野とのさらなる連携を進め、障がいの状況に応じたきめ細かな支援が提供できる体制づくりが重要です。

【施策の方向性】

障がいの早期発見に努め、身近な地域で適切な療育支援を継続的に受けることができる体制や相談体制を整備し、様々なニーズに的確に対応し、障がい児やその保護者が安心して充実した生活を送ることができるよう、関連情報の提供や関係機関との連携を図りながら健やかな発育・発達を支援し、療育支援環境の充実に努めます。

【主な施策】

○乳幼児健康診査の推進

乳幼児の健全な発育・発達と疾病等の早期発見・早期治療を目指し、受診率の向上、保健指導の内容の充実を図りながら、引き続き乳幼児健康診査を実施します。

こども課

○発育・発達支援につながる連携の推進

乳幼児健診や健診後のフォロー事業から各乳幼児施設・機関までの、発育・発達支援につながる連携を進めます。

こども課

○児童発達支援の充実

未就学の障がい児に対して、児童発達支援により、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練を行います。また、重症心身障がい児で外出が著しく困難な児童に対しては、居宅訪問型児童発達支援により、日常生活における基本的な動作の指導等を行います。

こども課

○教育・保育施設での障がい児の受入れ

幼稚園、認定こども園、保育園では、保育士等の支援により集団生活が可

能な障がい児を受け入れ、健常児とともに幼児教育、集団保育を実施することで、健全な社会性の成長発達を促進します。また、障がい児のいる保護者の就労等を支援します。

こども課、学校教育課

○保育所等訪問支援（母子保健事業）の充実

保育所等を利用中の障がい児に対して、利用する保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

こども課

○学童クラブでの障がい児の受入れ

全ての学童クラブにおいて、指導員等の支援により集団生活が可能で、かつ通所することができる障がい児を受け入れ、健常児とともに育成することで、健全な社会性の成長発達を促進します。また、障がい児のいる保護者の就労等を支援します。

こども課

○放課後等デイサービスの充実

学校に通学している障がい児に対して、放課後・休日や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。

こども課

○障害児相談事業の充実

障がい児に関する知識と経験を持つ専門職員を子育て支援事業を実施する施設等に配置し、障がい児が社会で自立できるよう継続的な相談や支援をします。

こども課

○児童館での障がい児の受入れ

障がい児に集団で遊ぶ機会を与え、その遊びを通して社会性の基礎を養うとともに、孤立しがちな保護者も含めた交流を図り、親子が共に成長できる機会を提供します。

こども課

Ⅱ. 切れ目のない障がい児サービスの充実

【現状と課題】

障がい児の支援にあたっては、こどもたち一人ひとりの主体性と自立性を促し、障がい児の状態を把握し、それぞれの個性が生かされる支援が求められます。

障がい児については、就学前と就学後で生活や教育環境が変化するため、教育・保育施設、その他関係機関との連携により、就学前の療育支援情報を有効活用する方法が課題となっています。

こどもの発育・発達に合わせた一人ひとりの障がい児に対応できる専門性の高い支援体制を確保し、状況に応じたきめ細かな支援や支援の質の向上を図っていく必要があります。

さらに、就労への移行等、ライフステージ*を通じた包括的な切れ目のない支援に向けて、関係機関との連携の仕組みを強化していくことが必要です。

【施策の方向性】

母子保健から、障害福祉、医療・療育機関、教育委員会、労働等の関係機関が連携を図り、共通の視点に立って、こどもの発育・発達段階に応じた適切な支援を総合的かつ計画的に進めていきます。

【主な施策】

○継続的・計画的な支援づくりの実現

就学前から就学へと発達支援がつながっていくための継続的・計画的な支援づくりの実現・充実を図ります。さらに、就労への移行等、包括的な切れ目のない支援に努めます。

福祉長寿課・健康保険課・こども課・学校教育課

○関係機関との連携の強化・充実

保健所や福祉事務所等、関係機関と連携した支援体制の強化・充実に努めます。

福祉長寿課

Ⅲ. 特別支援教育*・インクルーシブ教育*の推進

【現状と課題】

障がい児の可能性を最大限伸ばし、将来、社会的に自立していけるようにするため、こどもたち一人ひとりの個性や適性に応じた教育は、重要な役割を果たします。

障がい者アンケート調査の結果によると、「これからの障がい児の学校教育で、大切なことは何ですか。」という設問では、「教育と福祉・医療との連携を図ること」が挙げられています。

一人ひとりの状況に応じたきめ細かな教育がなされる体制の強化を図るとともに、関係機関と連携した支援体制の充実と情報共有を推進していくことが必要です。

これからの障がい児の学校教育で、大切なことは何ですか。

	障がい児の有無にかかわらず、地域の同じ場で学ぶこと	障がい児のニーズに応じた専門的な教育を充実させること	いろいろな教育の場を選択できること	障がいに対する教員の専門性を向上させること	教育と福祉・医療との連携を図ること	幼児期から成人期までの一貫した教育の支援体制をつくること	すべての学校に※特別支援学級を設けること	通学送迎支援の体制を充実させること	その他	未記入
全体 (N=875)	151	194	124	149	207	103	81	55	7	427
身体 (N=700)	119	160	97	123	169	84	57	37	5	343
知的 (N=108)	24	20	9	13	19	10	14	4	1	61
精神 (N=57)	8	11	6	10	10	3	9	5	1	31
難病※ (N=42)	5	10	11	11	14	10	2	6	0	13
発達障害※他 (N=85)	17	18	18	12	16	8	9	5	2	41

【施策の方向性】

障がい児が、障がいの状況に応じた適切な教育を受けられるように、教育内容の充実と教職員のスキルアップを図ります。こども達が障がいの有無にかかわらず、「ともに遊び、ともに学ぶ」機会の拡充に努め、お互いを尊重し支えあう心を育み、豊かな人格を形成するとともに、地域の中で学べる環境づくりに努めます。

【主な施策】

○特別支援教育※の充実

特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が、個々の教育ニーズに応じた指導を受けられるよう、指導内容・方法の充実や合理的配慮※の提供により、障がい特性に応じた適切な教育的支援を行うよう努めます。

学校教育課

○交流及び共同学習の充実

障がい児の自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みの整備・充実を図ります。また、交流・共同学習の積極的な推進によって、相互理解を促進していきます。

学校教育課

IV. 保健・医療サービスの充実

【現状と課題】

障がいの原因となる疾病予防や早期発見、早期治療に努めること、また、高齢化等による障がいの重度化を予防することからも、その対応を図ることは重要です。

障がい者アンケート調査の結果によると、「あなたは、健康の維持や医療にすることで困っていることはありますか。」の設問では、「医療機関が近くにない」といった回答が最も多く、次いで「病気や治療の説明がよく分からない」といった回答が多いことから、障がい者の生活の質を高めるために保健サービスや医療を充実させるとともに移送手段の構築や適切なサービスの提供を図ることにより、障がいの予防・早期発見・早期治療に努めることが必要です。

あなたは、健康の維持や医療にすることで困っていることはありますか。

	医療機関が近くにない	病気や治療の説明がよく分からない	かかりつけの医師がいない	専門の医師がいない	医療機関の設備や対応が障がい者に配慮されていない	障がいがあることで、他の病気の治療が受けにくい	健康や医療について相談できる人や場所を知らない	その他	ない	未記入
全体 (N=875)	144	87	15	83	54	55	30	37	37	472
	「通院交通費の負担が大きい」、「最寄のバス停までが遠い」、「タクシーが少ない」といった通院に関するものや「自炊が苦手で店屋物やインスタント食品に頼りがち」といった食事管理に関するものもがあげられています。									
身体 (N=700)	119	69	10	64	44	45	26	29	31	375
	「通院交通費の負担が大きい」、「最寄のバス停までが遠い」、「タクシーが少ない」といった通院に関するものや「自炊が苦手で店屋物やインスタント食品に頼りがち」といった食事管理に関するものもがあげられています。									
知的 (N=108)	13	28	6	13	13	13	8	1	1	48
	「バスがないためタクシーでの通院で交通費の負担が大きい」といった回答があげられています。									
精神 (N=57)	10	6	2	1	3	7	4	4	1	28
	「症状に対する薬がない」といった回答が上げられています。									
難病※ (N=42)	6	1	1	11	0	1	1	0	7	18
発達障害※他 (N=85)	13	6	2	6	3	2	1	4	2	53
	「タクシーが少ないので困っています」といった回答があげられています。									

【施策の方向性】

乳幼児期を中心とした健康診査、保健指導、相談事業等により、障がいの早期発見と早期療育の体制を充実することにより、障がいの軽減や健康の増進とともに

に健やかな成長を支援します。

また、関係機関と連携し、障がい者の地域生活の基盤となる保健・医療サービスの充実を図ります。

【主な施策】

○自立支援医療（更生医療費）の助成

18歳以上の身体障がい者を対象に、障がいの程度を軽減し、障がいを取り除いて日常生活や職業の能力を高めるために必要な医療費の本人負担分を軽減します。

福祉長寿課

○自立支援医療（精神通院医療費）の助成

精神疾患を理由として継続的に通院が必要な人の医療費の自己負担分を軽減します。

福祉長寿課

○自立支援医療（育成医療）の支給

18歳未満で肢体不自由、視覚障害、心臓障害等の機能障害があり、手術等により改善が見込まれる人の、医療費の本人負担分を軽減します。

こども課

○医療体制の充実

歯科診療も含めた障がい者（児）及び難病*患者等への急性期医療が安定的に提供できるよう、医療機関等へ働きかけを行っていきます。

福祉長寿課

○精神保健対策の充実

さまざまな機会を通して「こころの健康」についての普及啓発を行い、問題の早期発見及び疾病に対する理解の向上を図り、さらに、保健所、医療機関等、関係機関との連携により相談・指導体制を充実させ、適切な支援に努めます。

福祉長寿課

○難病対策の充実

保健所、医療機関等、関係機関との連携を強化し、疾病に対する理解の向上を図るとともに、難病対策等に関する相談・指導体制の充実に努めます。

福祉長寿課

V. 経済的支援の実施

【現状と課題】

障がい者が地域で安心して生活していくために、経済的に安定していることは不可欠の要素です。障がい者アンケート調査においても、収入源についての設問では約8割の人が「年金」と回答しており、平均月収については「5万円以上10

万円未満」と回答した人が約３割となっています。

また、現在の暮らしに満足されていない人の理由に「月の収入が少ない」、「生活費に余裕がない」といった回答もあがっており、経済的な支援が求められています。

生活安定への支援の観点から、障がい者への手当等の適正な支給や諸制度の周知を推進していく必要があります。

収入源はどれですか。

	年金 (障害年金その他)	障害者手当	生活保護費	自分の給料	日中活動の通所施設からの工賃	財産収入 (賃貸料や配当等)	その他	未記入
全体 (N=875)	631	27	24	79	18	6	25	149
身体 (N=700)	526	22	14	58	12	5	19	106
知的 (N=108)	70	9	2	5	11	0	1	26
精神 (N=57)	44	7	4	7	4	0	1	4
難病※ (N=42)	21	0	0	15	0	1	1	9
発達障害※他 (N=85)	47	1	7	12	0	0	6	20

あなたの月収はどのくらいですか。障害手当や年金、あなたの給料、日中活動の通所施設からの工賃等、すべての収入を含めてお答えください。

	1万円未満	1万円以上5万円未満	5万円以上10万円未満	10万円以上15万円未満	15万円以上20万円未満	20万円以上25万円未満	25万円以上	なし	わからない	未記入
全体 (N=875)	11	78	289	148	121	45	38	38	67	40
身体 (N=700)	7	71	230	123	106	37	26	21	50	29
知的 (N=108)	3	4	48	14	6	0	2	5	18	8
精神 (N=57)	0	6	27	9	3	1	2	3	1	5
難病※ (N=42)	0	1	8	6	9	4	5	4	5	0
発達障害※他 (N=85)	4	8	14	16	7	5	9	7	5	10

【施策の方向性】

障がい者やその家族の経済的な不安や負担の軽減を図るため、各種制度の周知を図り、必要な人が必要なサービスを利用することで経済的不安が解消できるように努めます。

【主な施策】

○特別障害者手当の支給

20 歳以上で、精神または身体に著しく重度の障がいがあるため日常生活において常時特別の介護を必要とする人に手当を支給します。

福祉長寿課

○障害児福祉手当の支給

20 歳未満で、精神または身体に著しく重度の障がいがあるため日常生活において常時の介護を必要とする児童に手当を支給します。

福祉長寿課

○特別児童扶養手当の支給

20 歳未満の重度心身障がい児を家庭で監護または養育している人に手当を支給します。

こども課

○児童扶養手当の支給

18 歳未満の児童を養育し、定められた所得などの要件を満たす人に手当を支給します。

こども課

○公的扶助、年金、手当の周知

制度についての周知に努め、対象となるすべての人が年金や各種手当等を受給できるように図ります。

総合窓口課、福祉長寿課、こども課

○消費者相談の実施

消費生活相談員による消費者相談を継続し、障がい者も含めた町民の消費生活についての苦情や相談を受け付け、解決を支援します。

総合窓口課

VI. 外出支援施策の推進

【現状と課題】

障がい者が社会参加していくために、外出や移動のための支援の確保は切実な課題です。障がい者アンケート調査の結果によると、普段の外出の頻度において、「ほとんど外出しない」と回答した人は約 2 割となっています。

「あなたは、地域での活動に参加していますか。」という設問では、約 5 割の人が「ほとんど参加しない」と回答しており、参加できない理由として約 2 割の人が「参加するための体力がない、体調管理が難しい」と回答しています。

また、約 1 割の人が「コミュニケーションの支援を行う人がいない」、「移動する手段がない」と回答しており、「その他」においても「視覚障害があるため」といった回答もありました。

外出や移動の問題は、障がい者の社会参加にかかる障壁となっていることから、その支援にかかる施策を充実させていくことが必要です。

地域への活動にほとんど参加しないと回答した方にお伺いします。参加しない理由は何ですか。

	身近なところで参加できる行事や活動が少ない	どんな行事や活動があるかわからない	コミュニケーションの支援を行う人がいない	行事や活動の内容が障がい者の参加に配慮していない	一緒に参加する仲間がいない	地域の人の障がいに対する理解が乏しい	興味のある活動がない	利用する建物の設備が十分でない	参加するための体力がない、体調管理が難しい	移動する手段がない	その他	未記入
全体 (N=469)	75	56	7	19	69	24	94	23	200	69	57	66
身体 (N=384)	63	44	5	15	54	20	72	22	161	61	48	54
知的 (N=49)	13	11	4	5	14	5	16	1	11	8	2	8
精神 (N=33)	4	6	2	2	10	3	9	0	14	6	3	6
難病※ (N=23)	2	1	0	1	1	2	5	0	11	3	5	4
発達障害※他 (N=41)	4	1	1	0	1	2	1	5	0	3	3	6

【施策の方向性】

障がい者が日常生活の中で気軽に安心して外出できるように、社会参加の促進、障がい特性に応じた外出時の支援の推進など、多面的な施策の充実を図ります。

【主な施策】

○同行援護の実施

重度視覚障がい者（児）の外出時に同行して移動に必要な情報の提供や援護を行います。

福祉長寿課

○移動支援の実施

円滑に外出できるよう、移動を支援する事業を実施します。

福祉長寿課

○行動援護の実施

行動上、著しい困難を有する障がい者が外出するときに、危険を回避するために必要な支援を行います。

福祉長寿課

(4) 自立と社会参加の促進

VII. 就労の支援・促進

【現状と課題】

障がい者の経済的自立を図る上で、就労は大変重要です。障がい児アンケート調査の結果によると将来の暮らしにおいて、「あなたは、お子さんが地域で自立した生活をする場合、どのような条件が必要だと思いますか。」という設問では「働く場」といった回答が最も多く、障がい者アンケート調査の結果においても「あなたは、昼間の時間は主にどのように過ごしていますか。」という設問において、就労可能年齢である 65 歳未満の人の就労にかかる回答が約 3 割となっています。

また、「あなたが、就労する上で支援を必要とする項目はどれですか。」という設問では、「能力に応じた適切な評価と支援計画」、「障がい特性を配慮した仕事の分担」といった回答が多くなっています。

また、町の福祉施策についての意見、要望等に「障がいを持つ方々の働き口として個人企業はあっても町の施設で働いてる方がいると聞いた事がない」といった意見もあがっていることから、行政における障害者雇用率等の公表について検討も必要です。

引き続き事業所の理解を求めながら、それぞれの障がい特性に応じた働き方への配慮がされた働きやすい環境をつくるとともに、多様な働く場の確保に努めます。

あなたは、昼間の時間は主にどのように過ごしていますか。

	企業等に一般就労している	アルバイト・パート等で働いている	福祉サービス等を利用して働いている	自宅で仕事をしている	学校に通う	福祉施設に通う	家で過ごす	入所施設、病院で過ごす	その他	未記入
全体 (N=875)	41	23	20	82	4	47	403	129	21	105
身体 (N=700)	33	15	14	67	2	39	328	107	19	76
知的 (N=108)	2	4	13	3	1	12	25	34	0	14
精神 (N=57)	0	7	1	5	0	9	21	4	2	8
難病※ (N=42)	7	3	0	4	0	1	20	3	1	3
発達障害※他 (N=85)	9	0	1	7	1	2	39	8	1	17

あなたが、就労する上で支援を必要とする項目はどれですか。

	能力に応じた適切な評価と支援計画	職場定着支援者の配置（ジョブコーチ）	職場研修等の準備訓練の実施	就労支援機関からの支援	就職後の昇進・昇格	作業設備・機器等の配慮	障がい特性を配慮した仕事の分担	通勤や労働時間、服薬管理等の配慮	通勤するための移動の支援	その他	未記入
全体 (N=166)	40	5	5	7	4	6	23	10	16	18	84
身体 (N=129)	27	2	4	2	2	4	14	5	12	13	68
知的 (N=22)	4	0	0	1	1	1	3	1	1	1	2
精神 (N=13)	1	0	0	1	0	0	0	1	1	4	5
難病※ (N=14)	1	0	0	1	0	0	0	3	0	4	5
発達障害※他 (N=85)	2	0	1	0	0	1	4	1	2	1	9

【施策の方向性】

障がい者の雇用を促進するために、企業への障がい者雇用の普及啓発や就労機会、多様な障がい特性に応じた就労の場の確保を図るとともに、就労定着支援事業により支援をします。また、一般企業等での就労が難しい人の働く場として、継続して福祉的就労※の場の提供を支援します。

【主な施策】

○就労支援事業の実施

障がい者の一般就労に向け、就労移行支援事業所の就労専門職員が、ハローワークなどの関係機関と連携を取りながらきめ細やかな支援を行います。

福祉長寿課

○障がい者雇用への理解の促進

企業等の障がい者雇用への理解を促進するため、ハローワーク等と連携して各種啓発等を行うとともに、法定雇用率※の達成を目指して協力を求めています。

福祉長寿課

○障がい者雇用の促進

法定雇用率※の達成を目指します。

総務課

VIII. 日中活動の場の確保

【現状と課題】

障がい者が地域で自分らしく生活するためには、地域に様々な日中活動の場があることが大切です。

障がい児アンケート調査及び障がい者アンケート調査の結果においても、将来の暮らしにおいて、自立した生活をする場合に必要な条件として「いつでも利用できる居場所」といった回答が多く、その役割を担う「地域活動支援センター※」や日中一時支援事業の充実が求められています。

昼間の時間の過ごし方においては、「家で過ごす」との回答が約 5 割となっており、障がい者（児）が自分の希望や状態にあった日中活動を選んで利用できるよう、引き続き障害福祉サービスの「日中活動系サービス」や地域生活支援事業※の「地域活動支援センター※」、「日中一時支援事業」などのさまざまな日中活動を十分に提供できるようにすることが必要です。

【施策の方向性】

障がいのある人が日中活動を利用して地域での社会参加ができるよう、様々なニーズに応じた日中活動の場の拡充を図ります。

【主な施策】

○各種サービスの充実

障害福祉サービスの「日中活動系サービス」や地域生活支援事業*の「日中一時支援事業」、児童福祉法*に基づく「児童発達支援」等の充実に努め、障がい者（児）の日中活動の場の確保を図ります。

福祉長寿課

○地域活動支援センター*事業の推進

在宅の障がい者を対象とした地域活動支援センター*事業を活用し、障がい者の地域自立生活と社会参加を支援・促進します。

福祉長寿課

Ⅸ. 居住の場の確保

【現状と課題】

障がい者が地域で生活するためには、居住の場の確保は必要不可欠です。

障がい児アンケート調査の結果によると、将来の暮らしについて約3割の保護者が「ひとりで生活させたい」と回答しており、障がい者アンケート調査の結果においても、将来の暮らしについて約1割の人が「ひとりで自立して暮らしたい」と回答しています。

また、障がい児アンケート調査の結果においては、約2割の保護者が「グループホーム*で生活させたい」と回答しており、障がい者アンケート調査の結果においても、約1割の人が「グループホーム*で暮らしたい」と回答しています。

地域で自分らしく暮らしていくことができるための受け皿となる住まいの確保や経済的支援の充実が必要です。

【施策の方向性】

障がい者が地域において自立した日常生活を送ることができるように障害者住宅改造助成事業及び日常生活給付事業における小規模住宅改修事業の利用を促進し、住環境の整備に努めます。

また、グループホーム*利用者の家賃を助成し、入居する障がい者の負担軽減に努めます。

【主な施策】

○グループホーム*利用者の家賃助成の実施

障がい者の自立生活の支援・促進のため、居住の場であるグループホーム*の家賃助成を実施し、入居する障がい者への支援を行います。

福祉長寿課

○障害者住宅改造助成事業の実施

重度身体障がい者（児）に、住宅の整備、改善に要する経費を給付し、地域での自立した生活を支援します。

福祉長寿課

3. 障がい者を地域全体で支える体制づくり

I. 障がいの理解と合理的配慮※の推進

【現状と課題】

障がい者が地域の中で安心して暮らし、社会参加していくためには、地域住民の理解が重要な要件となります。

障がい児アンケート調査の結果によると、約3割の保護者が日常生活の中で何らかの人権を損なう扱いの経験があると回答していますし、障がい者アンケート調査の結果においても、約1割の人が日常生活の中で何らかの人権を損なう扱いの経験があると回答しています。

「障がいを理由とする差別を解消するために必要な配慮とは、どのようなものがあると思いますか。」という設問では、障がい者が地域で生活しやすい環境づくりにかかる配慮が求められています。

また、障がい者アンケート調査の結果において、地域活動へ参加しない理由として約1割の人が「地域の人々の障がいに対する理解が乏しい」と回答しており、地域で自立して生活をする場合の条件として「地域住民の理解」との回答が約2割となっています。

住み慣れた地域で暮らしていくために、町民との交流や障がい者の社会参加を促進し、障がい者への理解を深めていく必要があります。

【施策の方向性】

障害者差別解消法※に基づき、障がいを理由とする差別の禁止や合理的配慮※に向けた啓発活動を推進するとともに、すべての人が安心して暮らすことができるように、障がい者理解の啓発に努めます。

【主な施策】

○理解を深めるための啓発の推進

町の広報、ホームページ、イベント、パンフレット等によって、福祉情報の提供や理解の促進に努めます。

福祉長寿課

○学校教育における福祉教育の充実

総合的な学習の時間や特別活動でのボランティア体験学習や障がい者との交流学习などを通して、福祉教育の充実に努めます。

福祉長寿課・こども課・学校教育課

○社会教育における福祉教育の充実

「心のバリアフリー※」や「協力し支え合い、ともに歩む福祉のまちづくり」等の実現を目指し、福祉教育の充実に努めます。

福祉長寿課、生涯学習課

○ふれあいショップにおける障害者施設で作成した物品販売の促進

役場本庁庁舎内で障害者施設の物品販売を支援することにより、障がい者の自立を促進します。障がい者と健常者の交流の機会を増やし、障がい者に対する理解を促進し、町民への普及啓発の機会とします。

財産管理課・福祉長寿課

○当事者団体・家族会の活動の支援

障がい者と家族が支え合い、地域で生活する力を養えるよう、当事者団体・家族会への情報発信等により活動を支援します。

福祉長寿課



Ⅱ. 社会参加の促進

【現状と課題】

障がい者が地域でいきいきとした生活を送ることは、社会参加を促す上で重要です。

障がい者アンケート調査の結果によると、地域での活動に参加すると回答した人に対する「あなたは現在のことも含めて、これからどのような活動に参加したいと思っていますか。」という設問では、「地域の行事やお祭り」といった回答が約 5 割と最も多く、次いで「趣味やサークル等の活動」が約 2 割となっています。

また、地域の活動に参加しない理由に「興味のある活動がない」と回答した人が約 1 割いることから、障がい者が多様な機会を通じて町民とふれあい、積極的に社会活動に参画できるように、生涯学習や文化活動、スポーツ・レクリエーション活動等を企画し参加を働きかけていく必要があります。

地域での活動に「よく参加する」「ときどき参加する」と回答した方にお伺いします。
あなたは現在のことも含めて、これからどのような活動に参加したいと思っていますか。

	講座や講演会	音楽・絵画・工芸等の芸術活動	スポーツ・レクリエーション活動	障害者団体の活動	地域の行事やお祭り	ボランティア等社会貢献活動	趣味やサークル等の活動	その他	未記入
全体 (N=317)	44	28	52	39	216	53	63	15	21
身体 (N=249)	33	24	36	29	167	38	51	11	20
知的 (N=52)	0	3	13	18	37	18	4	1	2
精神 (N=15)	2	0	5	0	5	0	5	0	0
難病* (N=17)	6	1	2	0	14	3	3	1	0
発達障害*他 (N=28)	6	2	6	1	18	1	7	2	0

【施策の方向性】

障がい者が、地域において生きがいをもち、ゆとりや潤いのある生活を送るため、生涯学習機会の充実を図るとともに、気軽にスポーツ・文化・レクリエーション活動等の自己表現活動や社会参加活動などに参加できる環境づくりを推進します。

【主な施策】

○優先調達法*の活用

優先調達法*の活用により、障害者施設の活動の充実と障がい者の自立の促進を目指します。

全庁

○スポーツ・レクリエーション事業の実施

障がい者を対象にした各種スポーツ・レクリエーション事業を実施します。
福祉長寿課・生涯学習課

Ⅲ. 地域移行・地域定着の支援と促進

【現状と課題】

施設入所者等が安心して地域生活に移行していくためには、関係機関の連携、地域移行支援、地域定着支援等の取り組みが重要です。

障がい児アンケート調査及び障がい者アンケート調査のいずれの結果においても、「今後、福祉施策を充実するために、どのようなことに力を入れていく必要があると思いますか。」という設問では、「障がいに関する町民意識の向上」と回答した人の割合が高くなっています。

障害者施設等が地域の障がい者支援の拠点となり、多様な主体による支援や町民の理解と協力を得ながら、地域への移行に向けた支援の充実が必要です。

【施策の方向性】

障害者支援施設入所者又は精神科病院に入院している人に、住居の確保、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援等を活用し、スムーズに地域生活へ移行できるよう、地域相談支援体制を整備し、福祉事務所、保健所、医療機関、サービス提供事業所等との連携を図ります。また、居宅で単身生活をする障がい者の支援に取り組みます。

【主な施策】

- 障がい者総合支援協議会※を中心とした障害者施設等ネットワーク※の構築
「新上五島町障がい者総合支援協議会※」を中心として、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等、関係機関と官民一体の有機的連携のネットワーク※の構築を図ります。

福祉長寿課

○地域移行の支援

障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する 18 歳以上の人を対象に、地域生活を送るための計画作成、相談支援、住居の確保、関係機関との調整等を行います。

福祉長寿課

○地域定着の支援

居宅において単身で生活している障がい者を対象に、常に連絡の取れる体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

福祉長寿課

○自立生活援助

障害者支援施設、グループホーム※等から居宅生活へ移行する障がい者等について、定期的な巡回訪問等により地域生活を支援します。

福祉長寿課

○福祉サービス充実のための研修参加

行動障害を有する者、精神障がい者や罪を犯した障がい者の特性に応じた支援を実施できるよう、関係機関への研修周知及び研修参加に努めます。

福祉長寿課

IV. 地域の安全と災害時を想定した対応

【現状と課題】

地震や台風、土石流など全国的に大きな災害が続いている中で、障がい者が安心して地域生活を送るためには、町全体で防災対策に努める必要があります。

障がい者など災害時に援護が必要な人に対し、避難行動要支援者台帳の整備とその活用が課題となっており、誰が誰をどのように支援するかといった具体的な検討を行っていくことが重要であり、町地域防災計画の見直し時において、災害発生時における自力で避難できない人の救出方法や避難場所での生活環境確保などについて、検討を進めるとともに避難行動要支援者台帳の整備や活用について検討していく必要があります。

また、障がい者が犯罪にあわないように、自治会や防犯協会、警察署とも連携した防犯対策や消費者対策を行っていく必要もあります。

【施策の方向性】

緊急時や災害時における迅速かつ的確な情報提供ができる体制の整備を図るとともに、避難行動要支援者名簿への登録促進や町民の協力による地域の安全や災害時の支援体制づくりを推進します。

【主な施策】

○避難誘導体制の整備

町地域防災計画に基づき、障がいのある人など避難行動要支援者に対する災害時の情報伝達、避難誘導体制の整備に努めます。

福祉長寿課

○災害時の障がい者の受け入れ体制の検討

障がい者などの要配慮者の災害時の収容を想定して、二次的避難所（福祉避難所）を設定し、受け入れ体制の整備に努めます。

※現在14施設と協定を締結、更に協定締結施設数の増加を図ります。

福祉長寿課

○避難行動要支援者対策の推進

「避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、現状を加味した上で、避難行動要支援者の個別支援計画やマニュアルづくりに努めます。

福祉長寿課

○障がい種別に応じた緊急連絡体制の整備

災害時における視覚障がい者や聴覚障がい者への情報提供に配慮した緊急連絡体制の整備に努めます。

福祉長寿課

○避難行動要支援者名簿の整備

区長及び民生委員との連携を強化し、各自治会の理解、協力を得ながら、避難行動要支援者名簿の整備に努めます。

福祉長寿課

○地域における防犯体制の充実

自治会との連携により、見守り体制の強化を図り、地域における防犯体制の充実に努めます。

総務課・福祉長寿課

○消費者対策の充実

振り込め詐欺や悪質な商取引の被害にあわないよう、広報活動を強化し、啓発に努めます。

総合窓口課・福祉長寿課

○ヘルプマーク※の周知

ヘルプマーク※を様々な機会に広く周知し、日常利用に加え避難先での生活に活用できる体制を整えます。

福祉長寿課



空白

第5章

障害福祉サービス等 の数値目標及び見込量 (障がい福祉計画) (障がい児福祉計画)

空白

1. 策定の趣旨及び位置付け

本項目では、国が定める基本指針に即して、平成32年度の数値目標を設定します。

また、数値目標及びこれまでの実績等を踏まえ、平成30年度から平成32年度までの3か年における障害福祉サービス等の見込量を定めて、新上五島町におけるサービス提供体制の計画的な整備を図ろうとするものです。

2. 障害福祉サービスに関する数値目標

障害者基本法^{*}では、障がい者施策の基本的な理念として

すべての障害者は個人の尊厳を重んぜられ、
その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。

すべての障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化
その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる。

と定められています。

相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、「地域生活への移行」及び「就労の支援」について、国が定める「基本指針」に基づき、「施設入所者の地域生活への移行」、「福祉施設から一般就労への移行等」等に関する平成32年度における数値目標を定めます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障がい者福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム^{*}や一般住宅等に移行する人数及び施設入所者の削減人数に関する目標値を定めます。

①地域生活移行者数

障がい者福祉施設に入所している者が、平成30年度から32年度までの間に当該施設を退所し、グループホーム^{*}や一般住宅などに移行する人数に関する目標で、基本指針により、平成28年度末時点における施設入所者の9%以上が地域生活に移行することを目標とします。

区分	数値	説明
基準値	99 人	平成 28 年度末における施設入所者数
目標値	8 人	計画期間中に地域生活に移行する者の数

②施設入所者の削減数

平成 32 年度末時点の施設入所者数の平成 28 年度末時点の施設入所者数に対する削減数に関する目標で、基本指針により 2%以上削減させることを目標とします。

区分	数値	説明
基準値	99 人	平成 28 年度末における施設入所者数
目標値	2 人	平成 28 年度末時点からの施設入所者削減数

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ※）な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。

これを踏まえ、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい（発達障害※及び高次脳機能障害※を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を設置することを目標とします。

区分	説明
目標	平成 32 年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置

(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるためには、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホーム※への入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受け入れ対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要があります。

このため、これらの機能を集約しグループホーム※や障害者支援施設に付加した拠点（以下「地域生活支援拠点」という。）または複数の機関が分担してこれらの機能を担う体制（以下「面的な体制」という。）を平成 32 年度末までに、上五島圏域において 1 箇所整備することを目標とします。

	数値	説明
目標値	1 箇所	平成 32 年度末における地域生活支援拠点または面的な体制の整備箇所数

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

障がい者福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて一般就労に移行する人数に関する目標値を定めるとともに、この目標を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に関する目標値を定めます。

①一般就労移行者数

障がい者福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 32 年度中に一般就労に移行する人数に関する目標で、基本指針により、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上が移行することを目標とします。

	数値	説明
基準値	0 人	平成 28 年度に就労移行支援事業等を利用して一般就労した人数
目標値	2 人	平成 32 年度に就労移行支援事業等を利用して一般就労した人数

②就労移行支援事業の利用者数

平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数に関する目標で、基本指針により、平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加することを目標とします。

	数値	説明
基準値	3 人	平成 28 年度末における就労移行支援事業の利用者数
目標値	5 人	平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数

③就労移行支援を行う事業所ごとの就労移行率

就労移行支援を行う事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所が占める割合に関する目標で、基本指針により、平成 32 年度末時点で全体の 5 割以上とすることを目標とします。

④就労定着支援による職場定着率

就労定着支援事業利用者のうち、就労定着支援開始 1 年後の職場定着率に関する目標で、基本指針により、平成 32 年度末時点で 8 割以上とすることを目標とします。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児については教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障がい児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

そのための方策として、地域支援体制の構築、保育・保健医療・教育・就労支援等の関係機関と連携した支援、地域社会への参加・包容（インクルージョン※）の推進、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備、障がい児相談支援の提供体制の確保などが考えられます。

本町においては、障がい児支援の提供体制の整備等について、以下の目標を定めます。

①重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

	説明
目標	平成 32 年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

	説明
目標	平成 32 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を 1 箇所以上確保

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

	説明
目標	平成 30 年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置

3. 障害福祉サービスに関する各サービスの見込量

障がいのある人が、身近な地域でニーズに応じたサービスを安心して利用することができるよう、平成 30 年度から 32 年度までの各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援または指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量を確保するための方策を定めます。

(1) 見込量算定の考え方

障害福祉サービス等の見込量の算定にあたっては、第 4 期障がい福祉計画の期間におけるサービス提供量や利用人員の実績を基本とし、その分析結果に基づき、サービス等の種類ごとに、平成 32 年度までの各年度における見込量を推計しました。

見込量は、各年度における 1 カ月当たりのサービス提供量及び利用人員を示しており、その単位は次のとおりです。

時間分：月当たりのサービス提供時間

人日分：月当たりの延べ提供日数

人分：月当たりの実利用人数

(2) 訪問系サービスの見込量と確保の方策

① サービスの内容

区分	説明
居 宅 介 護 ※	居宅において入浴、排せつ、食事等の介護や、調理、洗濯、掃除等の家事のほか、相談や助言など生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がい者若しくは精神障がいにより行動上著しい困難がある障がい者であって、常時介護が必要な人に、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護など生活全般にわたる援助のほか、外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同 行 援 護 ※	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がい者等に、外出時に同行し移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護など必要な援助を行います。
行 動 援 護	知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難がある障がい者等で常時介護が必要な人に、当該障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護など必要な援助を行います。
重度障害者等 包 括 支 援 ※	常時介護が必要な障がい者等で、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人並びに知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難がある人について、居宅介護など複数の障害福祉サービスを包括的にを行います。

※については、障がい児も利用できるサービスです。

②サービスの見込量（1 カ月あたり）

区分	単位	27 年度 実 績	28 年度 実 績	29 年度 見 込 み	30 年度 見 込 み	31 年度 見 込 み	32 年度 見 込 み
居 宅 介 護 重度訪問介護 同 行 援 護 行 動 援 護 重度障害者等 包括支援	人分	71	64	65	67	69	71
	時間分	619	620	569	614	614	614

③見込量確保の方策

○町内にサービス提供事業所が不足しているサービスについては、既設法人等に対して、設置運営の検討を要望し、事業拡大を働きかけるなど事業所数の拡大に努めるほか、町外に所在する事業所の活用を図ります。

○計画相談支援を活用し、必要な人に必要なサービスが提供されるように努めます。

(3) 日中活動系サービスの見込量と確保の方策

①サービスの内容

区分	説明
生 活 介 護	常時介護が必要な障がい者に、主として昼間に障害者支援施設などにおいて、入浴、排せつ、食事等の介護などのほか、相談や助言など日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供など身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自 立 訓 練 (機能訓練)	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者または難病※等対象者に、施設や居宅において、理学療法、作業療法など必要なリハビリテーションのほか、生活等に関する相談や助言など必要な支援を行います。
自 立 訓 練 (生活訓練)	地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者に、施設や居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練のほか、生活等に関する相談や助言など必要な支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障がい者で一般就労が可能と見込まれる人に、一定の期間、生産活動や職場体験などの機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後における職場定着のための相談など必要な支援を行います。
就労継続支援 (A 型)	一般就労が困難な 65 歳未満（利用開始時）の障がい者に、生産活動の機会の提供など就労に必要な知識や能力の向上のための訓練など必要な支援を行います。（雇用契約あり）

区分	説明
就労継続支援 (B型)	一般就労していたが、心身の状態等により引き続き雇用されることが困難になったり、就労移行支援によっても一般就労に至らなかった障がい者に、生産活動の機会の提供など就労に必要な知識や能力向上のための訓練など必要な支援を行います。(雇用契約なし)
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者に対して、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要な支援を行います。
短期入所※	居宅で介護を行う人の疾病などの理由により、必要な介護を受けることができないため、障害者支援施設等に短期間入所する必要がある障がい者に、入浴、排せつ、食事の介護など必要な支援を行うもので、福祉型は、障害者支援施設等で実施し、医療型は、病院、診療所、介護老人保健施設で実施します。
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアや常時介護が必要な障がい者に、主として昼間に、病院などの施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。

※については、障がい児も利用できるサービスです。

②サービスの見込量（1 カ月あたり）

区分	単位	27 年度 実 績	28 年度 実 績	29 年度 見 込 み	30 年度 見 込 み	31 年度 見 込 み	32 年度 見 込 み
生 活 介 護	人分	127	127	122	126	130	134
	人日分	2,720	2,654	2,505	2,555	2,606	2,658
自 立 訓 練 (機能訓練)	人分	4	3	2	4	4	4
	人日分	119	85	62	118	119	119
自 立 訓 練 (生活訓練)	人分	5	1	1	4	4	4
	人日分	110	22	23	85	85	85
就労移行支援	人分	-	3	1	3	4	4
	人日分	-	56	23	62	67	67
就労継続支援 (A型)	人分	2	2	4	4	4	4
	人日分	42	46	91	92	93	94
就労継続支援 (B型)	人分	58	69	65	72	79	87
	人日分	1,134	1,418	1,282	1,449	1,637	1,850

区分	単位	27 年度 実 績	28 年度 実 績	29 年度 見 込 み	30 年度 見 込 み	31 年度 見 込 み	32 年度 見 込 み
就労定着支援	人分	-	-	-	1	3	4
短 期 入 所 (福祉型)	人分	3	4	1	2	3	3
	人日分	72	100	31	37	44	53
短 期 入 所 (医療型)	人分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0
療 養 介 護	人分	4	4	4	4	4	4

③見込量確保の方策

- 計画相談支援を活用し、必要な人に必要なサービスが提供されるように努めます。
- 就労支援事業の新規開設に向け、労働部局と連携し、町内事業所に対して、障がい者雇用の促進及び体験就労の受け入れに関する支援を検討していきます。
- 地域生活支援拠点において必要なサービスが提供されるよう、具体的な整備手法を検討していきます。

(4) 居住系サービスの見込量と確保の方策

①サービスの内容

区分	説明
共同生活援助	主として夜間に、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に、主として夜間に、入浴、排せつ、食事等の介護のほか、生活等に関する相談や助言など必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム※等を利用していた障がい者でひとり暮らしを希望する者に対して、定期的に居宅を訪問のうえ、生活の状況を確認し、必要な助言や医療機関等との調整を行います。

②サービスの見込量（1 カ月あたり）

区分	単位	27 年度 実 績	28 年度 実 績	29 年度 見 込 み	30 年度 見 込 み	31 年度 見 込 み	32 年度 見 込 み
共同生活援助	人分	49	47	48	49	50	52
施設入所支援	人分	100	99	92	97	97	97
自立生活援助	人分	-	-	-	3	3	4

③見込量確保の方策

- 公営住宅を活用したグループホーム※の設置に関する担当部局との協議や新規開設における地域住民への理解促進を図り、円滑な運営を支援します。
- 地域生活支援拠点の整備方法を検討する中で、必要な見込量の確保に努めます。
- 必要に応じて、町外に所在する施設の利用を検討します。

(5) 相談支援の見込量と確保の方策

①サービスの内容

区分	説明
計画相談支援	障害福祉サービスの申請等を行おうとする障がい者について、心身の状況やサービスの利用意向などの事情を考慮し、サービス等利用計画の作成を行うとともに、障害福祉サービス事業者等との連絡調整やサービスの利用状況を検証の上、計画の見直しを行うなどの便宜を供与します。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者など、地域での生活に移行するために重点的な支援が必要な人に、住居の確保など地域での生活に移行するための活動に関する相談など必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活する障がい者などに、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性により生じた緊急の事態等に相談など必要な支援を行います。

②サービスの見込量（1 カ月あたり）

区分	単位	27 年度 実 績	28 年度 実 績	29 年度 見 込 み	30 年度 見 込 み	31 年度 見 込 み	32 年度 見 込 み
計画相談支援	人分	39	32	28	36	39	45
地域移行支援	人分	0	1	0	1	1	1
地域定着支援	人分	0	0	0	1	1	1

③見込量確保の方策

- 町内の相談支援事業者による相談支援体制の整備・拡充を図ります。

(6) 障がい児通所支援及び障がい児相談支援の見込量と確保の方策

①サービスの内容

区分	説明
児童発達支援	療育の観点から、集団療育及び個別療育を行う必要がある未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練など必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由がある障がい児に対して、理学療法等の機能訓練や医学的管理下での支援を行います。
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や休業日に支援が必要な障がい児に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流促進など必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	障がい児が障がい児以外の児童との集団生活に適応することができるよう障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児等の重度の障がい児であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
障がい児相談支援	障がい児通所支援の申請等を行おうとする障がい児について、心身の状況やサービスの利用意向などの事情を考慮し、障がい児支援利用計画の作成を行うとともに、障がい児通所支援事業者等との連絡調整や障がい児通所支援の利用状況を検証の上、計画の見直しを行うなどの便宜を供与します。

②サービスの見込量（1カ月あたり）

区分	単位	27年度実績	28年度実績	29年度見込み	30年度見込み	31年度見込み	32年度見込み
児童発達支援	人分	17	11	15	16	17	18
	人日分	50	36	45	48	51	54
医療型児童発達支援	人分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人分	20	24	16	18	20	22
	人日分	50	58	48	54	60	66

区分	単位	27 年度 実 績	28 年度 実 績	29 年度 見 込 み	30 年度 見 込 み	31 年度 見 込 み	32 年度 見 込 み
保 育 所 等 訪 問 支 援	人分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0
居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	人分	-	-	-	0	1	1
	人日分	-	-	-	0	3	3
障 が い 児 相 談 支 援	人分	8	8	8	8	8	8

③見込量確保の方策

- 町内の相談支援事業者による相談支援体制の整備・拡充を図ります。
- ニーズに応じたサービス提供体制の整備に努めます。

4. 地域生活支援事業*に関する各事業の見込量

地域生活支援事業*は、障害者総合支援法*第 77 条の規定に基づき実施するもので、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施することが求められています。地域生活支援事業*は、法令で実施が義務づけられている必須事業と、地域の実情に応じて実施することができる任意事業に分かれています。

ここでは、地域生活支援事業*に関して、実施する事業の内容、各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み、各年度の見込量確保のための方策を定めます。

見込量の算定にあたっては、第 4 期障がい福祉計画の期間におけるサービス提供量や利用人員の実績を基本とし、その分析結果に基づき、事業の種類ごとに、平成 32 年度までの各年度における見込量を推計しました。

(1) 実施する事業

本町では、地域生活支援事業*として、以下の事業を実施することとしています。

事業の種類		説明
必須事業	理解促進研修・啓発事業	町民等を対象に、障がい者（児）に対する理解を深めるための研修及び啓発を行う。
	自発的活動支援事業	障がい者（児）、障がい者（児）の家族または地域住民等による地域における自発的な取り組みに対する支援を行う。
	相談支援事業	障がい者やその介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助などを行う。
	成年後見制度* 利用支援事業	障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度*を利用することが有用と認められる知的障がい者、精神障がい者に対し、成年後見制度*の利用を支援する。
	成年後見制度* 法人後見支援事業	障がい者の権利擁護を図るため、法人後見を実施するための体制整備や後見等の業務を行う法人に対する支援を行う。
	コミュニケーション 支援事業	意思疎通を図ることに支障がある障がい者（児）に、手話通訳者や要約筆記者等の派遣などを行う。
	日常生活用具 給付等事業	障がい者（児）に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与する。
	手話奉仕員養成 研修事業	手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成する。

事業の種類		説明
必須事業	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者（児）に対し、社会生活上必要な外出や社会参加のための外出の際の支援を行う。
	地域活動支援センター事業	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障がい者の地域生活を支援する。
任意事業	訪問入浴サービス事業	訪問によらなければ入浴が困難な身体障がい者（児）に対して、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う。
	日中一時支援事業	障がい者（児）に日中における活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練等を行う。

(2) 必須事業の実施に関する考え方及び量の見込み等

①理解促進研修・啓発事業

障がい者（児）が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、地域において障がい者（児）の支援に従事する民生委員児童委員、障害者相談員を対象とした研修会を実施しています。

また、福祉スポーツ大会等のイベントを開催することで、障がい者（児）と地域住民との交流を促進する取り組みも行っており、あらゆる機会をとらえ、障がい者に対する理解と認識が深まるよう努めています。

計画期間の各年度においても、こうした取り組みを推進していきます。

なお、事業の性格上、量として捉えることはなじまないと考えられるため、見込量は設定しません。

②自発的活動支援事業

障がい者（児）が自立した日常生活や社会生活を営むことができる共生社会を実現するため、障がい者（児）、障がい者（児）の家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みとして、障がい者（児）と地域の様々な人たちが集い、交流できるイベントを設置、運営する団体等に対して、その経費の一部を助成することとしています。

第4期障がい福祉計画の期間中においては、制度活用の実績はありませんでしたが、地域における障がい者等と住民との交流促進に、今後も努めていくことから見込量を設定します。

区分	単位	27年度 実績	28年度 実績	29年度 見込み	30年度 見込み	31年度 見込み	32年度 見込み
自発的活動支援事業補助金	団体	0	0	1	1	1	1

③相談支援事業

町内の北部（上五島地区・新魚目地区・有川地区）と南部（若松地区・奈良尾地区）2箇所に相談支援事業者を置き、専門的な資格を持つ職員による必要な情報の提供、助言、サービス利用支援など、24時間365日を通じて対応していきます。

なお、地域の相談支援機関相互の連携を強化するため、平成32年度までに基幹相談支援センター※の創設を目指します。

区分	単位	27年度 実績	28年度 実績	29年度 見込み	30年度 見込み	31年度 見込み	32年度 見込み
相談支援事業 の実施箇所数	箇所	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援 センター設置	箇所	-	-	-	1		

④成年後見制度※利用支援事業

費用の補助を受けなければ成年後見制度※の利用が困難な知的障がい者または精神障がい者に対し、後見等開始の審判請求に必要な費用や後見人等の業務に対する報酬の全部または一部を助成しています。

町内の相談支援事業所を通じ、成年後見制度※の周知に努めます。

区分	単位	27年度 実績	28年度 実績	29年度 見込み	30年度 見込み	31年度 見込み	32年度 見込み
実利用人員	人	0	0	1	1	1	1

⑤成年後見制度※法人後見支援事業

成年後見制度※の利用を促進するためには、町民後見人の養成などとあわせ、町内で法人後見を適正に行うことができる法人を確保することが望ましいと考えられます。

そこで、計画期間中に、法人後見実施のための研修や、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の適正な活動のための支援のあり方について検討を進めていきます。

なお、事業内容は、今後の検討の中で具体化していくこととなるため、事業の見込量は設定しません。

⑥コミュニケーション支援事業

本町では、コミュニケーション支援事業として、手話通訳者及び要約筆記者を派遣する事業を実施していますが、町内に手話通訳者がいないことから、一般社

団法人長崎県ろうあ協会に委託して事業を実施しています。

しかしながら、「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」の施行や、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法※）の施行を踏まえると、合理的配慮※の一端を担うものとして、その役割はますます大きくなると考えられることから、関係機関と連携し、手話通訳者や要約筆記者の養成等に関する各種研修の受講を促進するなど、人材の確保に努めていきます。

区分	単位	27 年度 実 績	28 年度 実 績	29 年度 見 込 み	30 年度 見 込 み	31 年度 見 込 み	32 年度 見 込 み
実利用人員	人	0	0	1	1	1	1
手話通訳者の配置人数	人	0	0	1	1	1	1

⑦日常生活用具給付等事業

障がい者（児）の日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与しています。障がいの特性に合わせた適切な用具を給付するとともに、必要に応じて、対象品目等の見直しを行います。

区分	単位	27 年度 実 績	28 年度 実 績	29 年度 見 込 み	30 年度 見 込 み	31 年度 見 込 み	32 年度 見 込 み
介護・訓練 支援用具	件／年	2	3	2	2	2	2
自立生活 支援用具	件／年	1	3	2	2	2	2
在宅療養等 支援用具	件／年	1	2	3	3	3	3
情報・意思疎 通支援用具	件／年	3	4	4	4	4	4
排泄管理 支援用具	件／年	264	339	346	346	346	346
居宅生活動 作補助用具	件／年	2	2	2	2	2	2

※排泄管理支援用具については、1ヶ月分を1件としています。

⑧手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修については、本町では実施していませんでしたが、「障害の

ある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」や、「障害者差別解消法※」の施行を踏まえると、合理的配慮※の一端を担うものとして、その役割はますます大きくなると考えられることから、関係機関と連携し、手話通訳者や要約筆記者の養成等に関する各種研修の実施について検討していくこととします。

なお、事業内容は、今後の検討の中で具体化していくこととなるため、事業の見込量は設定しません。

⑨移動支援事業

移動支援事業は、地域における自立した生活や社会参加を促すため、屋外での移動が困難な障がい者（児）に対し、社会生活上必要な外出や余暇活動等社会参加のための外出の際の支援を行っています。

近年は、通勤・通学にかかる支援が検討されてきており、本町においても、特別支援学校分教室が開設されたことから、在学中の通学や体験就労にかかる移動の支援、卒業後の一般就労に伴う移動の支援について検討していくこととします。

区分	単位	27 年度 実 績	28 年度 実 績	29 年度 見 込 み	30 年度 見 込 み	31 年度 見 込 み	32 年度 見 込 み
実利用人員	人	21	28	31	31	31	31
延 べ 利 用 時 間 数	時間／年	1,656	965	807	807	807	807

⑩地域活動支援センター※事業

本町の地域活動支援センター※事業は、町内3つのNPO法人に対して委託を行うことにより実施しています。各センターでは、それぞれの障がいの特性に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供のほか、社会との交流促進等の支援が様々な形で行われており、障がい者の身近な社会参加の場として、重要性が増していることから、引き続き、その運営を支援していきます。

区分	単位	27 年度 実 績	28 年度 実 績	29 年度 見 込 み	30 年度 見 込 み	31 年度 見 込 み	32 年度 見 込 み
実利用人員	人	34	33	39	39	39	39

(3) 任意事業の実施に関する考え方及び量の見込み等

①訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業は、訪問によらなければ入浴が困難な重度身体障がい者（児）を対象に、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービスを提

供することにより、身体の清潔の保持や心身機能の維持等を図り、地域における障がい者（児）の生活を支援することを目的として実施しています。

引き続き、必要な人に必要なサービスが提供されるよう、見込量の確保に努めます。

区分	単位	27 年度 実 績	28 年度 実 績	29 年度 見 込 み	30 年度 見 込 み	31 年度 見 込 み	32 年度 見 込 み
実利用人員	人	2	4	3	3	3	3

②日中一時支援事業

日中一時支援事業は、障がい者（児）の家族の就労支援や障がい者（児）を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害者支援施設等で障がい者（児）に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練などを行うものです。

障がい児については、障がい児通所支援の体制が充実してきたことから、本事業の利用は減少傾向にあります。障がい者については、代替可能なサービスがないことから、必要性の高い人に、必要なサービスが提供されるよう、事業所の安定的な運営にも配慮しつつ、サービス体系等の見直しを行い、見込量が確保されるよう努めます。

区分	単位	27 年度 実 績	28 年度 実 績	29 年度 見 込 み	30 年度 見 込 み	31 年度 見 込 み	32 年度 見 込 み
実利用人員	人	47	42	44	44	44	44
延 べ 利 用 時 間 数	日／年	3,236	3,475	3,878	3,878	3,878	3,878

5. 事業所整備計画

新上五島町内における提供事業所整備計画

新たなサービス提供を必要とする障がい者のニーズに注視し、必要なサービスの展開について検討していきます。

(箇所)

サービス名	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
居宅介護（者・児）	6 (0)	7 (1)	7 (0)	7 (0)
生活介護	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)
自立訓練	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
就労移行支援	0 (0)	1 (1)	2 (1)	2 (0)
就労継続支援 A 型	0 (0)	1 (1)	1 (0)	1 (0)
就労継続支援 B 型	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)
短期入所（者・児）福祉型	1 (0)	2 (1)	2 (0)	2 (0)
短期入所（者・児）医療型	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (0)
共同生活援助	2 (0)	4 (2)	5 (1)	6 (1)
施設入所支援	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
療養介護	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計画相談支援	3 (1)	3 (0)	3 (0)	3 (0)
地域移行支援	1 (0)	1 (0)	2 (1)	2 (0)
地域定着支援	1 (0)	1 (0)	2 (1)	2 (0)
障害者相談支援事業	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)
基幹相談支援センター	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (0)
移動支援事業	6 (0)	6 (0)	6 (0)	6 (0)
地域活動支援センター※	3 (0)	3 (0)	3 (0)	4 (1)
日中一時支援事業	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
訪問入浴事業	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
児童発達支援	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
放課後等デイサービス	3 (0)	3 (0)	3 (0)	3 (0)
障害児相談支援	3 (1)	3 (0)	3 (0)	3 (0)
合計	39 (2)	45 (6)	51 (6)	53 (2)

※その年度時点で整備された後の事業所数を示しています。

※（ ）内の数値は、その年度中に整備見込みの事業所箇所数を示しています。

第 6 章

計画の推進体制

空白

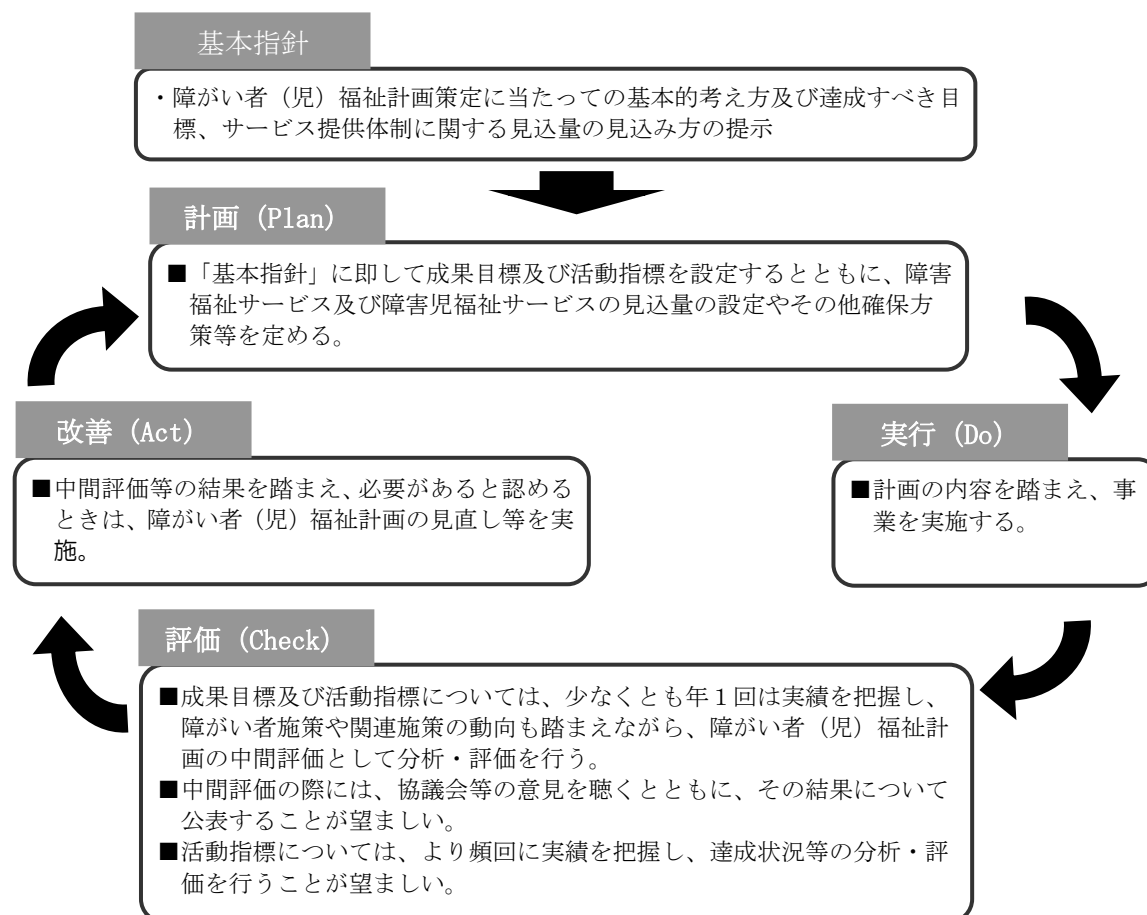
1. 計画の推進管理

障がい者（児）福祉計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とします。

PDCAサイクルとは

- 「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

障がい者（児）福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ



(1) 計画におけるPDCAサイクル

基本指針に即して定めた数値目標（P53「2. 障害福祉サービスに関する数値目標」）を「成果目標」とし、各サービスの見込量（P57「3. 障害福祉サービスに関する各サービスの見込量」、P64「4. 地域生活支援事業※に関する各事業の見込量」）を「活動指標」として、PDCAサイクルに沿って、事業を実施し、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて、少なくとも年1回、新上五島町障がい者総合支援協議会※から点検・評価を受けるとともに、その結果について新上五島町ホームページ等で公表します。

(2) 点検・評価結果の反映

新上五島町障がい者総合支援協議会※から、計画の進捗状況や、計画を推進していくための方策について意見・提案等を受け、計画の見直し等、施策に反映します。

2. 障がい者総合支援協議会※との連携

本計画における障害福祉サービスによる取組を推進するに当たり、障害者総合支援法※に基づき、新上五島町障がい者総合支援協議会※からの意見を踏まえ、事業を実施していきます。

第 7 章

資料編

空白

1. 新上五島町障がい者総合支援協議会*設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は障害者相談支援事業の円滑な運営を図る為、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づく協議会として、新上五島町障がい者総合支援協議会*（以下「協議会」という。）を設置することについて必要な事項を定める。

2 協議会は、地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場とするとともに、障害福祉計画の策定又は変更並びに障害福祉施策の総合的かつ計画的な推進について町長の求めに応じ意見を述べるものとする。

(協議会の任務)

第2条 協議会は、次の各号に定める協議を行う。

- (1) 地域の関係機関の連絡強化
- (2) 社会資源の開発・改善
- (3) 困難事例ケース検討
- (4) 障害者計画等の策定及び適切な進行管理並びに評価
- (5) 委託相談支援事業者の運営評価
- (6) 相談支援機能強化事業等の活用
- (7) 障害者の権利擁護等
- (8) 障害者差別に関する相談等に係る協議
- (9) 地域における障害者差別を解消するための取組に関する提案に係る協議

(構成)

第3条 協議会は、次の者で構成し町長が委嘱する。

- (1) 協議会の委員は18名以内とする。
- (2) 委員は、相談支援事業者、障害者サービス事業者、上五島保健所、上五島福祉事務所、医療関係機関、五島職業安定所、教育関係機関、障害者関係団体並びに障害者等及びその家族、民生・児童委員代表、学識経験者等とする。
- (3) 協議会の会長は、障害者福祉主管課長とする。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 会議は必要に応じて開催することとし、会長が招集する。

(部会)

第6条 協議会は、第2条に規定する所掌事務について必要な調査、検討等を行わせるため部会を置くことができる。

2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(庶務)

第7条 会議及び部会の庶務は、障害者福祉主管課において担当する。

2. アンケート調査の概要

(1) 概要

本計画の策定にあたり、新上五島町の障がい者を取り巻く現状や課題、今後の方向性を把握し、総合的な施策への反映とするため、新上五島町における障害者手帳等所持者、一般事業所、障害福祉サービス提供事業者、障がいのある人に関する当事者団体及び障害者相談員等を対象にアンケート調査を実施しました。

なお、それぞれのアンケートの集計結果については、新上五島町ホームページ(<https://official.shinkamigoto.net/>)において公表しています。

※ 本計画書においても、各施策の参考資料として一部を抜粋して掲載しています。

①障がい者アンケート調査

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病※
対 象 者	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	保健福祉手帳所持者 自立支援医療受給者	特定医療費(指定難病※)受給者
配 布 数	1,886 人			
方 法	郵送法(配布・回収いずれも郵送による方法)			
時 期	平成 29 年 9 月 21 日～10 月 6 日			
回 収 数	829 人			
回 収 率	44.0%			

②障がい児アンケート調査

対 象 者	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	保健福祉手帳所持者 自立支援医療受給者	特別児童扶養手当受給者
配 布 数	58 人			
方 法	郵送法(配布・回収いずれも郵送による方法)			
時 期	平成 29 年 9 月 20 日～10 月 6 日			
回 収 数	22 人			
回 収 率	37.9%			

③事業所

配 布 数	91 事業所 ※商工会会員事業所中、前回アンケート協力事業所及び福祉サービス提供事業所
方 法	郵送法(配布・回収いずれも郵送による方法)
時 期	平成 29 年 9 月 7 日～9 月 21 日
回 収 数	61 事業所
回 収 率	67.0%

④障害福祉サービス提供事業者

配 布 数	21 事業所(町内福祉サービス提供事業所)
方 法	郵送法(配布・回収いずれも郵送による方法)
時 期	平成 29 年 9 月 7 日～9 月 21 日
回 収 数	17 事業所
回 収 率	81.0%

3. 用語解説

【あ行】

●インクルーシブ教育

障がいのあるこどもを含むすべてのこどもに対して、こども一人一人の教育的ニーズにあった適切な教育的支援を、「通常の学級において」行う教育。

●インクルージョン（インクルーシブ）

本来「包含、包み込む」ことを意味する。このような意味を持つインクルージョンは、教育及び福祉の領域においては、「障がいがあっても地域で地域の資源を利用し、住民が包み込んだ共生社会を目指す」という理念。

●オストメイト

癌や事故などにより消化管や尿管が損なわれたため、腹部などに排泄のための開口部（ストーマ（人工肛門・人工膀胱））を造設した人のことをいう。

【か行】

●基幹相談支援センター

障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正により、相談支援体制の強化を目的として平成 24 年 4 月から設置されることとなった施設。地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とする。市町村またはその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができる。

●グループホーム

病気や障がいなどで日常生活の自立に困難のある人たちが専門スタッフ等による支援を受けながら少人数で共同して、地域社会に溶け込んで生活する形態。

●ケアマネジメント

障がい者（児）とその家族の意向を踏まえ、地域で豊かに暮らすための支援ができるよう、各種サービスを的確に提供し、地域における生活の支援を行う社会福祉援助技術。

●高次脳機能障害

脳血管疾患や交通事故などによる脳損傷を原因とする、記憶・注意・思考・言語などの知的機能の障がい。外見上は障がいが目立たないため、周囲の人に理解されにくかったり、本人自身が障がいを十分に認識できないこともある。

●合理的配慮

障がい者が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的

障壁を取り除くために、障がい者に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。障害者差別解消法では、国の機関や地方公共団体等は、合理的配慮の提供が義務化されている。

【さ行】

●児童福祉法

児童が良好な環境において生まれ、且つ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律。児童福祉法の改正により、障害児通所支援等の提供体制を確保するため、市町村において障害児福祉計画を策定するものと定められた。

●障害者基本法

障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより障がい者施策を総合的・計画的に進め、障害者福祉を増進することを目的とした法律（平成 5 年施行）。

●障害者虐待防止法

障がい者の権利擁護に資することを目的として平成 23 年 6 月に成立。障がい者に対する虐待の禁止、障がい者虐待の防止等に関する国等の責務、障がい者虐待を受けた障がい者に対する保護のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めている。平成 24 年 10 月に施行された。

●障害者虐待防止センター

障がい者に対する虐待の防止、虐待を受けた障がいのある人の保護等のため、障がいのある人や養護者に対して相談、指導、助言等を行うために市町村が設置する機関。

●障害者権利条約

すべての障害のある人によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進するための条約。

●障害者雇用促進法

障がい者の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、一定割合の障がい者を雇用するように義務づけるなど、障がい者の職業の安定を図るためにさまざまな規定を設けた法律。

●障害者差別解消法

障がい者を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律で、障がい者を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止や社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止等が規定され、平成 28 年 4 月に施行された。

●障害者自立支援法

障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、「障害者基本法」の

基本的理念にのっとり、福祉サービス、公費負担医療等について共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付^{*}の対象者、内容、手続き、地域生活支援事業^{*}、サービス整備のための計画の作成、費用の負担等を定めた法律（平成 18 年施行）。

●障がい者総合支援協議会

地域における障がい者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくり等に関して中核的な役割を果たすよう、相談支援事業者、サービス事業者及び関係団体等の参加により町が設置・運営する障害者総合支援法に規定する協議会。

●障害者総合支援法

正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者自立支援法」を改正したもの。障がい者の範囲に難病等を追加、地域生活支援事業^{*}の追加、障害程度区分から障害支援区分への見直し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホーム^{*}への一元化などが行われた（平成 25 年・26 年施行）。

●自立支援給付

障がいの種類（身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病等）にかかわらず、障がい者の自立支援を目的に全国一律で共通に提供する福祉サービス。自立支援給付には介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具がある。

●成年後見制度

判断能力の不十分な成年者（認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）の生命、身体、自由、財産等の権利を保護するための民法上の制度。自らの意思で後見人を選任する「任意後見」と、家庭裁判所に後見人、補佐人、補助人の選任を申し立てる「法定後見」がある。

【た行】

●地域活動支援センター

障がい者等が通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場。

●地域生活支援事業

障害福祉サービス（全国共通のサービス）等とは別に、障害者総合支援法第 77、78 条の規定に基づいて市町村、都道府県が行う事業で、「必須事業」と「任意事業」を含む。

●日常生活自立支援事業

利用者本人が社会福祉協議会と契約を結び、福祉サービスの利用援助（情報提供、助言、手続きの援助など）や日常的な金銭管理などのサービスを受けることができる制度。「成年後見制度^{*}」の補完的な性格を持つ。

●特別支援学級

小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に、教育上特別な支援を必要とする児童・生徒のために置かれた学級。平成 19 年 4 月より従来の特殊学級から名称が変更された。

●特別支援教育

従来の「特殊教育」から転換された新しい教育制度で、障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた取組を支援する。その視点に立ち、一人ひとりの必要に応じて能力を高め生活や学習上の困難を改善・克服するために適切な指導や必要な支援を行うもの。

【な行】

●難病

原因が不明であったり、治療方法が確立していなかったり、希少な疾病であって長期の療養を必要とする病気のことを言う。経過が慢性的で医療費がかかることや、介等に人手を要するために、家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。

●ネットワーク

各主体を網の目のように結び、つなぐこと。サービス提供においては、「サービス提供主体間の情報交換を促し、情報の共有化を図るとともに、協力・連携体制を構築すること」を意味する。

●ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、障がい者も健常者も、すべての人が個人の尊厳を重んじられ、地域社会の中でごく普通に生活できること。また、そうしようとする考え方のこと。

【は行】

●発達障害

脳機能障害により、心身の成長発達の途上で何らかの偏りや遅れなどがあらわれる状態を指す。平成 17 年に施行された発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

●バリアフリー

「障がい者等が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁（バリア Barrier）となるものを除去（フリーFree）する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも用いる。「心のバリ

アフリー」は、そのバリアフリーを心理的な面において行うことで、「人々の意識にある『障害』や、障がい者（高齢者、外国人等）に対する差別や偏見、理解の不足、誤解などに起因するバリア（障壁）を取り除くこと」を意味する。

●福祉的就労

障がい等の理由により一般企業等で働くことが困難な障がい者に対し、障害福祉サービスとして就労すること。

●ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している患者、内部障害や難病の患者、精神障がい、知的障がいまたは妊娠初期の人等、援助や配慮を必要としていることが外見では分からない人々が、周りに配慮を必要なことを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマーク。

●法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、平成 33 年 4 月までに従業員 44 人以上の事業主に雇用が義務付けられており、雇用する労働者に占める身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の割合である。

国、地方公共団体等は 2. 6%、民間企業は 2. 3%と定められているが、現在は経過措置期間として、国、地方公共団体等は 2. 5%、民間企業は 2. 2%となっている。

【や行】

●優先調達法

正式名称は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」。障害者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体等の公的機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定された法律（平成 25 年施行）。

●ユニバーサルデザイン

年齢や障がいの有無などに関わらず、あらゆる人が利用しやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。

【ら行】

●ライフステージ

人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階を言う。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区分され、それぞれの段階ごとに特徴的な悩みや問題などがみられる。

空白

空白

平成 30 年 3 月 発刊

発行：新上五島町

編集：新上五島町福祉長寿課

〒857-4495

長崎県南松浦郡新上五島町青方郷 1585 番地 1

電 話 0959 - 53 - 1111

ファックス 0959 - 52 - 3741